

◎議 事 日 程 (第 3 号)

平成19年 6 月 11 日 (月曜日) 午前10時00分 開議

日程第 1 一般質問

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員 ( 2 9 名)

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 前 田 芙美子 君 | 2 番 | 鷺 野 聰 明 君 |
| 3 番 | 三 輪 久 之 君 | 4 番 | 日 永 貴 章 君 |
| 5 番 | 吉 川 三津子 君 | 6 番 | 榎 本 雅 夫 君 |
| 7 番 | 岩 間 泰 彦 君 | 8 番 | 田 中 秀 彦 君 |
| 9 番 | 村 上 守 国 君 | 10番 | 真 野 和 久 君 |
| 11番 | 鬼 頭 勝 治 君 | 12番 | 八 木 一 君   |
| 14番 | 小 沢 照 子 君 | 15番 | 後 藤 和 巳 君 |
| 16番 | 堀 田 清 君   | 17番 | 加 藤 和 之 君 |
| 18番 | 古 江 寛 昭 君 | 19番 | 大 島 功 君   |
| 20番 | 大 宮 吉 満 君 | 21番 | 永 井 千 年 君 |
| 22番 | 黒 田 国 昭 君 | 23番 | 中 村 文 子 君 |
| 24番 | 加 藤 敏 彦 君 | 25番 | 加 賀 博 君   |
| 26番 | 宮 本 和 子 君 | 27番 | 石 崎 たか子 君 |
| 28番 | 佐 藤 勇 君   | 29番 | 太 田 芳 郎 君 |
| 30番 | 柴 田 義 継 君 |     |           |

---

◎欠 席 議 員 ( 1 名)

13番 近 藤 健 一 君

---

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

|             |             |             |           |
|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 市 長         | 八 木 忠 男 君   | 副 市 長       | 山 田 信 行 君 |
| 教 育 長       | 青 木 萬 生 君   | 会 計 室 長     | 杉 山 政 男 君 |
| 総 務 部 長     | 中 野 正 三 君   | 企 画 部 長     | 石 原 光 君   |
| 教 育 部 長     | 水 谷 洋 治 君   | 経 済 建 設 部 長 | 篠 田 義 房 君 |
|             |             | 市 民 生 活 ・   |           |
| 上 下 水 道 部 長 | 若 山 富 士 夫 君 | 保 健 部 長     | 八 木 富 夫 君 |
| 福 祉 部 長     | 加 賀 和 彦 君   | 消 防 長       | 古 川 一 己 君 |
| 佐 屋         |             | 立 田         |           |

総合支所長 藤松岳文君  
八 開  
総合支所長 水谷正君  
学校教育課長 山田喜久男君

総合支所長 飯田十志博君  
佐 織  
総合支所長 伊藤忠俊君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長 伊藤辰雄  
書記 田尾武広

議事課長 服部秀三

---

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

本日は御苦勞さんでございます。

御案内の定刻になりました。

13番・近藤健一議員は欠席届が出ております。

それでは、定刻数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、通告順位1番の27番・石崎たか子議員の質問を許します。

○27番（石崎たか子君）

議長のお許しを得ましたので、3点について質問をいたします。

4ヵ町村が合併して、はや3年目に入りました。合併時の机上での取り決めで先送りされていた問題が、いまだ未解決のまま、日を重ねております。その中、住民からはなかなか進展しない行政に不満の声が上がっております。

そこで、質問の第1点目は、行政のもと、かなめともなる住民とのパイプ役である総代制の確立は今年度中になるかについてであります。

合併協議会で、総代、駐在員を全総代制に統一を決められました。そもそも旧町村では、総代とは、大字、部落の頭でもありました。昭和45年、いわゆる線引きされた年でございますが、この時点で旧町村の人口はそれぞれどれだけでしたでしょうか、まずお尋ねをいたします。

続いて2点目は、学力テストに見る市の方針はでございます。

去る4月24日に、全国の小学6年生と中学3年生を対象に学力テストを実施されました。1964年に学力テストが打ち切られてから43年ぶり、全国233万人、3万2,000校に及ぶ学校が実施をされました。学力テストが復活したのは、国際的な学習達成度調査での読解力の低下などで、子供に競争意識を持たせて、学力の向上を図るのが目的のようでございます。これについては、種々御意見があり、犬山市は不参加となりました。

結果については、9月に公表となっております。学校間の序列化や過度な競争を避けるため、国全体と都道府県別のみの公表で、各市町村教育委員会や学校はみずからの判断で学校の成績を保護者に説明するとありますが、市教育委員会ではどのような見解をお持ちか、お尋ねをいたします。

3点目は、愛西音頭にちなんだ浴衣統一についてでございます。

愛西音頭が公募で決まり、この夏、それぞれの場所で曲が流れることと存じます。そこで、愛西音頭にちなんだ浴衣も公募があるものと思っておりましたが、はや一部で愛西マーク入り

の注文がとられております。このことについては住民からの抗議があり、社会教育課に申し出をいたしました。愛西音頭の歌の方については、市内の方が心を込めた歌をテープまでつくられ、聞かせていただきましたが、これが公募になってしまいました。一生懸命つくられた歌を聞き、非常に残念に思いました。

去る1日の全協の場で浴衣の注文表が渡されました。市章入りの浴衣になっておりましたが、市は、入札もなく、一業者に決定をされたことに対し、どんな見解をお持ちかお聞かせください。

全市で踊るなら、浴衣のデザインも公募で決めたらと思いますが、その点いかがなっているのか、お尋ねをいたします。

以下、自席で質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

#### ○総務部長（中野正三君）

では、1点目の昭和45年当時の旧合併前の各町村の人口ということでございます。45年の国勢調査人口を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

佐屋町におきましては1万7,556、立田村におきましては7,431、八開村におきましては4,752、佐織町におきましては1万8,365、合計は4万8,104人でございます。以上でございます。

#### ○教育長（青木萬生君）

それでは、学力テストにつきましての関連の御質問にお答えをさせていただきます。

この全国一斉学力調査の目的は、前にも申し上げたと思うんですが、学習改善や学習意欲の向上につなげていくためのものであります。

公表につきましては、学校等の序列化や過度の競争につながらない配慮が当然必要でございます。よって、当初から、個々の市町村名や学校名を明らかにした公表は行わないことを国が通知をしております。そして、児童・生徒の個人には、今後の学習改善や意欲向上につながるように順位づけがなされない、それから正答数や設問ごとの正解がわかる個票が渡される予定でございます。

ただ、市町村教育委員会や学校が自己の結果を公表することにつきましてはそれぞれの判断にゆだねられていることから、公表によって、前にも申しました序列化、過度の競争につながらないように慎重に検討していく必要があると思います。

そこで、現在、試験結果や内容を十分吟味し、調査結果の活用や公表を検討していく委員会を市の校長会と市の教育委員会で立ち上げているところでございます。今後は、この委員会で9月の調査結果に向けまして、活用の手だて、公表等について慎重に審議をしていく予定でございます。以上でございます。

浴衣につきましては、部長の方からお答えをさせていただきます。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

浴衣の関係でございますけれど、このたび、議員が申されておりますように、市章入りの浴衣の製作につきまして進めておみえになられるのは文化協会の役員さん方でございます。お聞

きするところによりますと、見本を数社より数点取り寄せられまして、協議、相談の上、デザインをお決めになられました。決められたことによりまして、文化協会の役員さんはもとより、婦人会の会員の皆様とか、また議員さん方にも広く希望者を募っておられるというのが現状でございまして、市が直接関与して行っているということではございません。

なお、市章を入れるという関係でございまして、文化協会から市長あてに市章の使用願が出され、既に許可がなされておるところでございまして。

次に、デザインの公募の関係でございまして、現在、先ほど申したように文化協会の皆様方がおやりになっておるといこともございまして、改めて市が公募するというような考えは持っておりません。以上でございまして。

### ○27番（石崎たか子君）

御答弁ありがとうございます。

最初の1点でございまして、これはもう45年と申しますと、永和台も皆さん入っていらした人口だと思っておりますが、もともとの人口から見ますと、きょうもちょっと下で見えてまいりましたが、まだ5月1日現在の表が出ておりましたので、6月1日ということでお聞きいたしましたら、6万7,124人ということでございます。旧の方から見たら、約3分の2はいわゆる新住民の方だと私は思っております。

私どもは、温泉の魅力でこの地に住まいおりまして、やがて40年になろうとしております。本当に最初来たときは桃源郷に参った思いでございます。しかし、旧部落の人から、来り人、団地のやつらとさげすまれてまいりました。かたくななまでに排他的な土地柄は、愛西市になった今も変わってはおおりません。

先日開かれたコミュニティー総会の場合でも、役員がいじめとわかる差別をされました。総代制について、旧佐屋では、土着の方々がかたくななまでに大字の部落制を行政区として今日までまいった方策であるかと存じます。市当局、特に市長も、大字が行政区と以前にも解釈をされ、10軒でも大字なら仕方がないと、永和台の役員さんをお連れした折にも言われておりましたが、再度、市長は、行政区とはどんな見解をお持ちなのか、お尋ねをいたします。

### ○市長（八木忠男君）

おはようございます。

石崎議員の質問にお答えをいたします。

まず行政区の考え方ということですが、今、議員さん御質問の中のお言葉をとってはなんですけれども、来り人とか団地の云々とか、そうした言葉が出たということは、地元の中でも新しく来ていただいた方にそうしたことがしばらく前まではありました。しかしながら、今はもう次の若い世代、新しく来ていただいた世代の皆さんもほとんどそうした言葉は聞こえません。ですから、一つ一つがそうしたことも時代とともに解消されていくと私は判断しておりますし、石崎議員の永和台の皆さんにも、次の世代間の中ではそうした感覚は薄らいでいるんじゃないか。来て、新しくこさえていただいた自治を大事にさせていただくことが何よりと考えているところであります。

そして、行政区であります、これもかねてから皆さん方にご説明をしましりました。旧4地区のそれぞれの地区での歴史、自治があったわけでありまして、その中で、佐屋、立田、八開は総代という呼称、佐織は駐在員という呼称でありました。この呼称というのは、それぞれの各町内の歴史の中で、総代さんであったり、区長さんであったり、駐在員さんであったり、あるいは他の市を見ますと嘱託さんとか、これは行政、私どもがその地域の役員さんとしてお願いする呼称ということで私どもとらえているわけでありまして、各4地区の長い長いそれぞれの歴史の中で、総代さん、あるいは区長さんと呼んでいただいている、その立場は別として、市がお願いする、それが相重なっている場合というとらえ方をしておりますし、この行政区につきましても、今まで佐屋さんですと、甘村井さん、あるいは金棒さん、五、六十軒ですか。あるいは立田ですと10軒、あるいは20数軒、八開さんでも20数軒、佐織でも50軒から70軒と、そうした小さいところから1,400余り、それぞれあるわけでありまして、その中を愛西市一本化でまず進もうという総代連絡会議の中での調整事項で決定をいただきました。私どももそうした考え方で、まずは小さくても行政区で一つ一つまとまっていただいておりますし、お願いをしたいということで、今日まで来ているわけでありまして。本年度、新たにまたそんな調整もしていただいて、平成20年度からはまた一つになっていただくところもあるやに聞いているわけでありまして、まずはそうした考え方で私どもは進めてまいりたいという考えでございます。以上でございます。

## ○27番（石崎たか子君）

ありがとうございます。

そもそも行政区というものになりますが、行政事務処理の便宜のために設けられた行政区という意味であって、行政官庁がその権限を及ぼすべき範囲として定められている土地の区画でもあります。他市では、住民票に記載されている住所のほかに行政区を設定して、行政事務の円滑な運営を図っていくために利用されているところもあるわけでありまして、行政区が大字でなきゃいかんということは、全国ほかにもこういうふうにして、地区、行政区を設定して、どこどこが一緒だということもやっていたらっしゃるところが現にあるわけでありまして、市長が、前に役員さんたちも申された10軒でも大字ということは少し考えを直していただきたい。例えば、先ほど出ました甘村井、金棒、稲葉あたりは下水が一緒です。例えばそういうことなんかもできるかと思えます、こちらの考えから。やっていたらっしゃるところから見れば。また、行政区とは、住所地の地番などの表記だけではなく、範囲が広くてわかりにくい地域もあるために、これをわかりやすくするために、行政事務上区分けをされて設けるともあるわけでありまして。

そして、住所はあるけれども、行政区は何区の何班というような届けをして、例えば住所欄にはきちっと住所を書くということで聞いてございます。かつて、佐屋の当時の町長が、公平に町の行政区として500世帯を一つの単位に考え、そしてやっていきたいということも述べられておったんですが、これは実現には至りませんでした。本当に行政の公平さを図られるんなら、私はこれに近づけるといっても、一度本当に考えていただきたいということも思っております。

ます。

「広報あいさい」5月号に総代名と地区の紹介が掲載されてございました。未達成地区は現在も変わりがないか。先ほど言われた、今年度中にも少しあるわけでございますが、お尋ねいたします。

#### ○総務部長（中野正三君）

新年度に入ってから、行政区に整えていただくというところは、まだ確たるものはございません。ただ、年度内には何とかいけそうだと聞いているところではございますが、そんな形で私どもとしても進めてまいりたいというか、中へお願いにまいっていきたいというふうには思っております。以上でございます。

#### ○27番（石崎たか子君）

行政の根幹をなすパイプ役の確定がいまだされていないということがとても残念でございます。合併協議会での総代制、それに続く総代会での審議においても、旧佐織の駐在員制度まで総代制に移行されるということでございます。気の早い職員さんですが、永和台にこういう回覧を回されるのに、永和台町ということで回覧が回ってまいりました。永和台町になっております。どなたか職員さんが書かれたかと思うんですが、こういうことまでされておるわけでございます。市長は何年もの間、4町村の合併にお骨折りいただいた経緯もでございます。その間にも市長なりの市政構想はお持ちになっていたかと存じます。市政運営については、当初は株式会社愛西市のとらえ方で臨みたいということをおっしゃってみえ、民間出身の市長なので、当然、市として行政区、もしくは800から1,000世帯の全町、全市の見直しをしていただけるものと期待をしていたわけでございますが、ここまで公平に扱っていただけない、聞いていただけない。市長は何にこだわっておいでなのか、お尋ねをしたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

こだわりというところは持ってございませんが、先ほども申し上げましたように、これは合併協の中で、新市において調整をして進める、あるいは総代会、連絡調整会議、あるいは各地区の総代さんに説明を申し上げて、まずは新市として、このスタイルで進む、こうした組織の考え方で進むという決定をしていただけて、今進めているわけでありまして。ですから、ことしも来年もまだ一つになっていただけないところはお願いをしてまいりますし、しばらくはそうしたことがすぐできないところもあるようでありまして、ですから、鋭意努力をして、まずは一本化の考え方ということで進めたいと思っております。

#### ○27番（石崎たか子君）

総代会なんかで決めていただいても、最後は市長の英断というものじゃないでしょうか。去る5月7日付で、永和台の自治会、18年度の有村会長、そして19年度山本会長より、市長に大井との分離アンケート結果が提出されました。平成17年度大井総代さんより、平成17年度は永和台の分離はだめだが、来年度はいい方向に行くという言葉をいただき、18年度の会長さんが総代に何度も分離のお願いをされたようでございます。しかし、総代会はその願いも取り上げてくださらなかったようで、旧佐屋は19でよしとされてしまったわけでございます。真剣に自

治会のために努力をしていただいた会長は、4ヵ町村合併の折には住民投票もされなかって、いまだに不満の声も聞いておられましたので、永和台は4日間、大井との分離説明会を有村会長自身が持たれたわけでございます。質疑応答の後、全世帯にアンケートもとられたわけでございます。市長の方に書面で提示をされましたように、分離に賛成者は全回答の89%にも上ったわけでございます。反対と明記した方はたった34名でございます。元来、総代は区域の要望や申請を市に上げていただく役目があるのではないですか。昨年度は、旧佐屋においては、分離の願いは一つも出なかったのか、いま一度確かめたいと思います。いかがでしょうか。総代の方から出なかったか、お答えをお願いいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

総代の皆さん、あるいは連絡調整会議の中では、そうした意見は私は確認をしておりません。市長の英断ということでありますが、私、市としての考え方は、まず総代制で進むと決めて、各説明をしてきているわけでありますので、御理解をいただきたいと思います。

そして、永和台の皆さんのお話、いろいろ聞かせていただきましたし、先般もそうした結果の報告の中で、しばらく市の進め方を見守っていくというような文書をいただきました。そして、先般も大井の総代さんへの申し出などもあったようであります。ですから、旧大井町の皆さんの中では、10年ほど前まで一緒にすべてがうまくいっていたようなお話も聞きますが、そんなころはどうであったか。どうしてこういうふうな形になってしまったのか、そうしたいきさつ、事実をきちっと確認していただいて、その中で解消すべき点があれば解消しながら進めていただくといいかなと、そんなことを思っておりますし、大井の総代さんを通じ、永和台の総代さんの方にも私どもの考え方を御説明にお邪魔させていただいてもいいんですがという御案内も申しあげているところであります。ですから、市としての考え方はきちっと伝え、あるいは大井町の中の皆さん方で御相談、協議もしていただいて、よりよい形づくりがしていただけるといいかなと、そんなことを思っております。

#### ○27番（石崎たか子君）

去年の総代が役目を果たされなかったということにとらえさせていただいてもよろしいでしょうかね。会長さんは、きょう傍聴においでなんですが、それを確かめたいという思いでいっぱいだと思います。本当に熱心にやっていただけました。去年の総代さんに対してになってしまいうんですが、以前、私が総代制について質問した折に、総務部長から、千二、三百から少ない世帯の格差を18年度以降で検討、また戸数をどの程度の行政区がベターか、旧大字にとらわれず、地域の方たちと話し合い、よく詰めていきたいと答弁をされております。旧佐屋だったときから、永和台とスペリア佐屋は当然分離させなければということも議員の間では上がっていたはずでございます。永和台が分離を大井総代に要望する折、総代に聞くな、分離を認めるなど圧力をかけた方がおいででございます。永和台の役員さんにも、分離は無理だよということと言われた方がおります。ここでは名前は公表いたしません、愛西市になって、早く古いしきたりから脱皮しなければならないのに、これでは全く愛西村ではないでしょうか。本当に皆さん、大きな村ができたということも言っておられますが、いつまでも昔ながらの行政をさ



れていてはこの先どうなるのか、住民の不安が増すばかりでございます。宮崎県、滋賀県をまねよとは申しませんが、市長さんに、もっと住民が喜ぶことを率先してやっていただきたいが、今後の総代制、19年度中に全市が統合のみでなく、分離の調整もしていただくことをお約束していただけないでしょうか、市長にお尋ねいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

答弁が重なるかもしれませんが、市としましては、今、総代制という形、行政区という形で進めさせていただいております。そして、説明の場でも、一度に1,300、1,400軒の軒数の皆さんの中で難しいならば、半分ぐらいの800ぐらいでもまずはという考え方でお願いをしてきておりますし、今、それをまたもとへ戻るような、勝幡地区では12の町内が一つになっていただきました。ですから、いろんなおしかりもいただいてきましたし、そうしたところもあるわけでありまして。これは、佐屋、立田、八開すべてのところでありまして、それは組織を変えていく流れの中で御理解をいただくべくお願いをして、今後も、まずは行政区での形づくりを進めてまいりたいと思っておりますし、将来的に、またどんなことが考えられるかは御意見として承っておきますけれども、現段階では、今御指摘のような、それを分離するという市としての考え方は持っておりません。まずは一つになっていただくべく努力を進めてまいりたいと思っております。

#### ○27番（石崎たか子君）

そうしますと、市民の不満というものがずうっと残るわけでございますね。最初から、本当に御破算で願いましてということで、本当は合併のときにそういうことをされておけば、佐織の方で御苦勞なさっていることも聞いております。私どもは永和台町をくれと言っているわけではございません。とりあえず草平町第1、第2ですね。町方第1、第2というようなことで、先ほども出ました。総代さんから意見が出ておらないという、総代の役目も果たしていただけていないということを強くまた感じていただけたらありがたいと思います。今後は永和台の会長が市長に書面でお約束されたように、未達成地区の達成を見守っているということで、そういうふうに私も思います。無理を通せば道理は引っ込むと申します。先日、スペリア佐屋さんからも分離ということの照会もあったと総務の方で聞いております。「あいさい」5月号の総代紹介を見れば、当然のことだと存じます。スペリアさんの方も、以前、総代からはふるさと創生の説明も聞いておられないということで、ちょっと難儀をされたことも聞いておりますので、どうぞ差別的な行政だけはしていただきたくない。新住民の代表としても、市長にくれぐれもその辺よくお考えをいただきたいということで、1点目の質問を終わります。

続いて、第2点目の学力テストについてでございますが、これは個人名か個人番号でされたんですが、民間機関に委託と聞きましたが、個人情報流出の心配などはありませんでしょうか、お尋ねいたします。

#### ○教育長（青木萬生君）

それでは、お答えさせていただきます。

個人情報の流出ということにつきましては、目的外の使用には法的措置が十分なされている

ことや、世間の非常に大きな注目度等から、流出の防止については十分であると考えているところでございます。さきにもお答えしましたように、公表を検討する市の委員会で全小・中学校に対しまして遺漏のないよう徹底を重ねて図っていきたいと、かように思っております。

個人名の記入につきましては、市内の小・中学校での答案記入につきましては、他地区の多くの小・中学校同様、当初から予定されていた個人名記入で実施をさせていただきました。これは、調査直前に、県の方から急遽、小学校の番号方式の選択肢が提示されましたが、実際に中学校の答案用紙にも個人名記入があり、小学校も個人名記入の方式を実施したということでございます。以上でございます。

### ○27番（石崎たか子君）

教育は待っておりません。教育長、よろしくお願いいたします。

教育については、今後、教育3法案などめまぐるしく変動していく中、どうぞ将来を見据えた揺るぎない方針を立てていただくことを要望しておきます。

今回、私は教育問題を勉強させていただこうと八開庁舎の教育長を訪ねていきました。その折に、学校教育課の職員さんから部長の欠席を聞いたわけでございます。どこか体が悪いのか、4月に赴任されたばかりでございますので、入院でもとお聞きいたしましたら、入院ではなく、家に見えますということでしたので、一瞬、1ヵ月もたったころにふまじめな人だと思いました。せっかく部長になられたわけでございますが、そして子供さんたちの成長は待っておりませんので、そうこうしておりますうち、教育部長は5月31日付で退職をされてしまったわけでございます。不自然な退職であり、新聞を見られた住民からは不信の声が上がっておりました。以前、旧佐織でも途中でやめた職員がいると聞き、胸を痛めているところでもあります。職員内でノイローゼにされるような体質があれば、早く払拭すべきだと思いますが、これについて、いかがでしょうか。子供のいじめだけでなく、私ども大人の世界でもあります。それこそ陰険な嫌がらせをされております。枚挙にいとまはございません。市は、旧町村からの勧奨退職制度をしいておられますが、この制度に前学校教育部長は救済方法として該当されますか、お尋ねいたします。

そして、5月末で締め切られたと思いますが、この制度で今年度中にやめられる職員さんはおられるのか。あれば、所属部をお尋ねいたします。

### ○総務部長（中野正三君）

それでは、お答えを申し上げます。

前教育部長につきましては、突然の退職であったということで、いろんなお話が出ているかとは思いますが、私ども、私自身を含めて、市長もそうですけど、何度も前教育部長に対しましては慰留に努めました。翻意をされることなく、今回のお話になったわけでございますけど、本人はあくまで、今の石崎議員の御発言ではなくて、一身上の都合だということの中で退職を申し出され、それについて何度も話しした結果、やむを得ず受理をしたという経緯でございます。

今、勧奨退職、早期退職制度のことでございますが、この内規は18年度から取り入れておる

ものでございます。在職25年以上で50歳以上ということが前提となっており、5月までに申し出をしていただいて、その現年度末という形の退職でございます。ですから、前教育部長につきましてはこの対象となるものではございません。対象外でございます。あくまで自己都合でございます。

また、早期退職のこの5月に締めた内容はということでございますが、2名でございます。それぞれ事情は聞いておりますけど、あくまで早期退職を取り入れましたのは、実は次の人生設計をしたいから、そういう制度をつくってくれないかという職員の要望がありまして、この制度を取り入れたものでございます。この2名につきましても、部を言えば特定されます。まだ実際には職員間に公表しているものではございませんので、その内容につきましてはお許しをいただきたいと思っております。以上でございます。

#### ○27番（石崎たか子君）

2名あるとお聞きいたしました。それじゃあ、平成17年度以降何名ぐらいが休暇をとっておられるのか、また病気の形態もどんな様子か、あれば、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いたします。

#### ○総務部長（中野正三君）

17年度以降、軽微なものは別にしまして、1ヵ月以上の者を述べさせていただきます。

16名でございます、この2年2ヵ月の間に。体、それから体調不良によるものが9名、けがによるものが2名、そして精神的なものが5名、今、合計で16名でございますけど、このうち、現時点で引き続いておりますのは2名でございます。以上です。

#### ○27番（石崎たか子君）

御答弁ありがとうございました。

市長は当然、先ほども総務部長が言われたように慰留をされたと思っております。個別に訪問されて聞かれたと思っておりますが、山崎部長さんなんか、せっかく昇格をされた職員に対して、各庁舎で人間関係で困っている職員がおられませんでしょうか。そういうことも市長はどのように把握しておられるのか、お聞きいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

お答えをいたします。

今、御指摘の山崎部長の件ですが、部長は昇格でございませぬ。部長職でありましたので、御理解をいただきたいと思っております。

そして、人それぞれにいろんな状況があるわけでありまして、今般のことにつきましても、いろんな家庭の御事情もあったようでございます。私なりにお話をさせていただきましたけれども、入ってはいけない世界があるわけでありまして、あくまでも御本人の御意思ということでもありますので、御理解をいただきたいと思っております。

そして、職場内の職務の上での対外的、あるいは職員間の中で、勤務の中でいろんな事情がある、事態がある、状況がある、人間関係がある、それぞれあります。ですから、他の市町村、統計的にも聞きますと、100人弱で1人の割合でそうした精神的な苦痛があるというような統

計もありますし、他のそうした状況、民間の会社でもそのようであります。できるだけそうした場合に人間関係、特に職員間の話し合いといいますか、雰囲気といいますか、そんなことに今後も努めてまいりたいと思っておりますので、議員の皆さん方におかれましても、いろんなことを今までも耳にされておりますし、御指導はいただいていると思っております。今後もよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

#### ○27番（石崎たか子君）

ありがとうございました。

せっかく職員になられて、何十年と頑張ってきた人たちが、うつ病というのか、ノイローゼなんかでやめていかれるということは残念でなりません。明るい職場にしてくださることを要望しておきますし、山崎部長を初め、途中でやめられた職員さんたちが一日も早く心の健康を取り戻していただきますようお願いしております。

それでは、3点目に入らせていただきますが、先ほど御答弁いただきましたが、市が行っているものでなければ、なぜ社会教育課は注文票を回されたのですか、とられたのですか。だれだって、市がやっていたらという事で回られるのではありませんでしょうか、お尋ねいたします。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

広くというようなことも含めまして、文化協会の方から、落ち度があつてはいけないというようなことで議員さんとか職員にも呼びかけたということでございまして、やはり知らなかったということではまずいという観点でのお願いでございますので、御理解賜りたいと存じます。

#### ○27番（石崎たか子君）

愛西音頭や愛西の歌は公募されたので、愛西音頭の浴衣の公募が必ずあると待っておられました。こんな立派なデザインも持って、待っていたら人があるわけでございます、市民の中には。愛西音頭、そしてハスを入れながらやられた方もあるわけでございます。私もお祭りが好きでございますから期待をしておりました。それを着て、愛西音頭、難しい難しいで、本当に覚えるまでは難しい踊りでございます。もしつくられるのなら、なぜ1団体じゃなくて、商工会があるではございませんか。この間ちょっと見せていただいたんですが、やっぱり盛り上がるには、愛西音頭とか、もっと華やかなものであったらよかったんじゃないかなあということでございますので、商工会で盛り上げるためにも、皆さんに公募ということをしていただきたかったと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

業者選定のことだと思いますけれど、文化協会の方々というのは、踊りとか、そういうようなことで、浴衣とか着物、ただただお門が広うございます。それで、私ども、そういうような中で、今日までお付き合いのある業者さん、そういうような方々の中から見積もりをとられて、今日までやられたというようなことで、商工会というのは、お付き合いがあるかないかということはなんですけれど、今日まで役員さん方が交渉してこられたというような方の業者だと酌んでおりまして、一担当職員としては口が出せなかったというのが現状でございます。

**○27番（石崎たか子君）**

文化協会の役員さんも、市が動かなかったから私どもでやり出したということで、こういういいデザインがあれば、もっと早く教えてほしかったとも言われたわけでございます。市の方、そして社会教育ができなければ、先ほど申しました商工会ならば市の管轄でございますので、そこでやっていただいたら、もっと皆さんが盛り上がるのじゃないかということで、これは市長さんに御見解をお尋ねしたいと思います。

**○市長（八木忠男君）**

お答えをいたします。

それぞれいろんなことを考えていただいて、この浴衣づくりも進めておっていただくようでありますし、商工会さんの御協力もなければいけません。そんなことで、愛西音頭のテープを公募の前に部屋へ持ってきていただいた覚えもあるわけでありまして。市として、全体として、将来に伝えるべく、公募という考えで市の歌、音頭は進めてきました。今般の浴衣については、それぞれ団体の皆さん方で進めていただくということで、今進めておっていただくようであります。これからもいろんな御意見は承りながら進めてまいりたいと思っております。

**○27番（石崎たか子君）**

市長は、常々まちづくりのことも皆さん協働、そして公平、平等と言っておられるわけでございます。せっかくだいいデザインも出ておりますので、来年度に向けてということでお願いをしたいわけですが、文化協会には市から浴衣に関しては補助はされていませんでしょうか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（中野正三君）**

市としては、1枚幾らとかという補助はしておりませんが、ただ、今の教育委員会の中で、私どもとしては、型代の助成という形はとらせていただいております。以上でございます。

**○27番（石崎たか子君）**

1団体さんに型代として25万円も出されているわけございまして、会員さんには、浴衣の割引を1,000円ですか、されているということも聞いて、これも市民の方からも不満の声が上がっておるわけでございます。もっともっと市民の声というんですか、思いを的確に行政がとらえて、反映して、言葉だけでなく、機敏に、どうか皆さんの思いですね。こういういいものが出たら、それを取り上げていただく行政、職員さんであっていただきたいと思っております。

一つだけ最後に、来年、幾つかの、市章だけで、それの方がいいという方もおありかと思いますが、来年度に向けて、商工会か何かでこういうものをしていただけるということではできませんでしょうか、最後にお尋ねをいたします。

**○副市長（山田信行君）**

先ほどおっしゃいましたように、私ども、型代の援助をしておりますけれども、15万7,500円というふうに聞いておりますので、ちょっと25万ではないということで訂正をさせていただきたいと思っております。

あと、浴衣の関係を来年度以降どうするかということでございますけれども、今、この踊り

の母体となります文化協会の団体が熱心にやっておってくれますので、こういったことからいっても、将来改めて考えるということは今のところ持っておりません。よろしくお願ひしたいと存じます。

○27番（石崎たか子君）

質問終わります。ありがとうございます。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、27番・石崎たか子議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩をとらせていただきます。再開は11時からいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（佐藤 勇君）

再開させていただきます。

次に、通告順位2番の4番・日永貴章議員の質問を許します。

○4番（日永貴章君）

通告に従って質問させていただきます。

まず初めに、現在、市が行っています子育て支援を目的に行っている各教室、各検診について質問させていただきます。

子育て支援を目的に、現在市が行っている各教室、各検診については、少子化が進む中で、若者などが安心して子供を産み育てられる環境づくりを目指し、保育機能の整備・充実、女性の社会進出のサポートを初め、精神面、経済面などからさまざまな子育て支援を充実し、地域ぐるみで安らかな子育て環境の整備を目標に現在実施されていると思います。これらの事業は、広報で毎年1回程度市民に配布されていますが、教室、検診の実施場所、参加者数、また参加された方々の意見など寄せられておりましたら、ぜひお聞かせください。これがまず1点目の質問でございます。

次に、保育料の見直しについて質問させていただきます。

この問題につきましては、以前、議会の全員協議会の折、副市長より平成17年度保育料弾力徴収率が示され、見直し検討を示唆されました。この弾力徴収率によりますと、愛西市が飛島村に次いで2位の弾力徴収率であり、子育ての経済的負担を軽減することにおいては、我が愛西市はとても充実し、手厚い支援をしていることがうかがえると思います。しかし、現在、この対象者の方々は保育園に通われている方々が主で、幼稚園や家庭で子供を見ている方々は対象とはなっておりません。市が掲げております子育て支援を充実させるためにも、できることであれば、対象者の方々の枠を広げていただくことも一つの検討の選択ではないかと思っております。

しかし、以前から言われておりますとおり、財政苦しい中、検討、見直しも必要であることも理解できますが、実際見直す場合、どのように見直しを行い、市民の方々、特に対象者の方々にどのように理解を得ていくのか、説明責任がとても大きいと思います。先ほども申し上げ

げましたが、愛西市が掲げる、トータルで考え、子供を産み育てやすい環境づくりを目指したまちづくりの中で、副市長が言われた見直しは、市の負担をふやし、子供を育てる方々の経済的負担を軽くすることも見直しであります。実際どのような見直しが今後検討されていくのか。行われる場合、市の負担をふやした弾力徴収率1位を目指すか、それとも市の財政を考慮し、市の負担を減らす見直しなのか、行われる場合の根拠、影響される方々の人数、影響額をお答えください。よろしくお願いいたします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは最初に、市が行っておりますいろいろな検診について御説明をさせていただきます。現在、市が行っております検診でございますが、乳幼児健診でございます。

まず、乳幼児健診につきましては、3ヵ月児健診、そして1歳半の健診、3歳児健診等がございます。そして、教室といたしましては、マタニティー教室、パパママ教室、離乳食教室、すくすく広場、こちらにつきましては育児相談でございますが、このようなものがございます。それぞれ各教室や健診の実施場所でございますが、佐屋の保健センターと佐織の保健センターを中心に行っております。また、すくすく広場（育児相談）等におきましては、市内の4ヵ所の保健センターで毎月1回実施をいたしております。

次に、受診率の方でございますが、平成17年度、18年度の受診率はおよそ95%以上で、近隣の市町村と比較をさせていただきますと高い水準にあるものだと思っております。

次に、健診の事業は、先ほど申し上げましたように2ヵ所の保健センターで行っておりますが、立田地区、八開地区の子供さんの受診率につきましても、地区をとらえてみましても、ほとんど95%から100%の受診率を推移しているものと思っております。

そして、教室の参加者でございますが、こちらの教室、受診者の数につきましては、マタニティー教室が35.2%、そしてパパママ教室におきましては26.3%、離乳食教室におきましても30.5%の参加率でございます。そして、すくすく広場（育児相談）におきましては、月平均、佐屋の保健センターで25人、立田の保健センターで6人、八開のセンターでは12人、佐織の保健センターで37人の御利用がございます。そして、教室の参加状況につきまして、対象者の3分の1程度の方が受診をいただいております。

そして、妊娠中の教室につきましては、母子健康手帳の交付時でございますが、教室等の案内を全員の方に配付をいたしまして、周知をいたしております。また、母子保健推進員さんという方がございますので、そういう方にも初妊婦訪問を通じましてお知らせをいたしております。そうした中、お産を予定する産婦人科においても、これらの教室と同じような教室が開催をされ、受講されておるといふふうにも伺っております。参加されなかった妊婦さんにおきましては、保健師が行います第1子の赤ちゃん訪問時に御意見をお聞きいたしております。こうした中でこの事業を推進しておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

そして、先ほどの参加者の意見ということでございますが、例えばマタニティー教室、10ヵ月児相談等々の健診を行った後、受診者の方にはアンケート結果をいただくようなこともしております。ちなみにマタニティー教室につきましては、「とてもよかった」、そして「よかつ

を含めますと、ほとんどの方が 100%そのような御意見でございます。そして、10ヵ月児相談等におきましては、85.2%ほどの方が「とてもよかった」と「よかった」の中に入っております。以上でございます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、保育料の見直しにつきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど日永議員から、飛島に次ぐ低い徴収基準額であるということ、以前全協でお示しした数字等もございしますが、18年度の現状で申し上げますと、国の徴収基準額につきましては6億6,900万でございます。それに比べまして、市で決めております保育料の合計につきましては約2億5,000万でございます。4億を超える持ち出しがあるわけでございますが、こちらの方が、1人当たりになりますと月平均1万8,000円ぐらいの持ち出しをしておるということでございます。

こういった現状でございまして、保育料の性格につきましては、公の施設の利用の対価ということで徴収するものではなくて、入所に要するに費用、入所後の保護に要する費用等の、いわゆる保育を実施する費用を本人もしくは扶養義務者から負担をしていただくもので、負担金という性格があるわけございまして、そういった性格から特定の市民の方に便益が及ぶものでございます。したがって、サービスに見合った適正な負担を求めていくと。受益者負担が原則となりますので、そういった観点からも見直しを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、見直しのめどといいますか、そういったことにつきましては、よくこういったものは弾力徴収表、国の基準に対する市の保育料の負担がどの程度かというようなことがよく話題になりますので、そういった弾力徴収率をもとに判断をしていくことになろうかと思っております。

それから、影響の人数等につきましては、今、18年度所得等がはっきりしてきた状況でございますので、それを把握いたしまして、それをベースにどうしていくのか、今年度の大体の弾力徴収率等が予測できますので、そういった中で、どの程度させていただくかということを検討していきたい。そういったところで、現段階ではまだつかんでおりませんが、今後そういったものはっきりさせていきたいというふうに思っております。

それから、説明責任の問題がありました。やはりこういった状況につきましては、早い時期に結論を出させていただきまして、利用者、あるいは住民の皆様への周知に努めていきたい、そんなふうに思っております。以上でございます。

#### ○4番（日永貴章君）

御答弁ありがとうございました。

まず最初に、1点目の教室等の再質問を若干させていただきたいと思っております。

今、それぞれ行われたアンケートに対しての結果は、ほとんどがよかったとか、問題なくいい教室だったということで、今の事業に対しては別段問題はなく、このままやればいいというお考えなのか、それを1点お聞きしたいのと、90何%という健診に対しては、やはり皆



さん、子供の健康のために受けなければならないということがありますので、それは皆さんほとんどの方が受けられると思いますが、それぞれマタニティー教室、パパママ教室、離乳食教室、これらに対しては、なかなかやっているところが年に1回の配付ではわからないこともありますし、なかなか行く気にならない。初めてのお子さんができた場合は友達もいないし、行く機会がないということも考えられます。そうしたことに対しては、どうしたら自分たちが行くよとか、どうしてくれたら友達を誘って行くよという意見は全く出なかったのか。この2点をまずお聞きいたします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

今までの方法でいいのかというような御質問でございますが、確かに参加者の方々からは、先ほど申し上げましたように、教室等が終わった後のいろんな御要望等のアンケートをいただいております。ちなみにマタニティー教室等の感想の中には、妊娠や出産への不安が軽減したとか、また御要望の中では、いろんな出産のビデオを見たいだとか、そんなような要望も出ております。いろいろな御参加者のこうした感想ですとか要望をそれぞれが保健師の中でも話し合って、取り入れていくものと思っております。

そして、参加できなかった方等々の方々につきましては、現在、保健師の中で、できる限り未受診の方におきましては御連絡をとっていただきまして、できるだけいろんな御意見をお聞きするような形をとっておるといふふうに聞いております。よろしくお聞きいたします。

#### ○4番（日永貴章君）

ありがとうございます。

先ほどの石崎議員の質問の中にもありましたが、民間的発想でさまざまな事業に取り組んでいくということでもありますので、これら、今行っている子供に対する事業に対しても、やはりそういう発想から、少しでも多くの方々に参加していただく、御利用していただくということが大切であると思いますが、今、部長さんがおっしゃった今後の検討ですね。保育士さんが通っているからいいんだという意見ではなく、トータルで考えて、どうしたらいいかということは今後考えていくのかどうか、この1点お聞かせください。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

当然全体を含めて、よく検討をしなければいけないものだと思っております。

#### ○4番（日永貴章君）

ありがとうございました。

ぜひ、対象になる方々が受けたと思われるような健診、教室にさせていただくことを要望して、1点目の再質問を終わります。

2点目の保育料の見直しの件でございますが、現在、どのような保育料にするとか、そういうことはまだ全く検討されていないということなのかどうか、まず最初にお聞きいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

前年度所得がはっきりした状況でございますが、今現在、入所している子供さんたちの保育

料を算定しておりますが、もうじきはっきりいたしますので、そうしますと、弾力徴収率等もある程度予測がつきます。そういった中で、次年度以降どういうふうにさせていただくかということをよく相談していきたいというふうに今は思っております。

**○4番（日永貴章君）**

この見直しというのは、来年度から行われる予定なのか。もし来年度から行うということであれば、対象者の方々に説明することを考えますと、いつごろに決定し、いつごろ説明するかということはある程度決めてみえるとは思いますが、その辺、もしもう決めてみえるのであれば教えてください。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

秋には次年度の入所の申し込み等が始まりますので、そういった時期までにははっきりさせていかないといけないというふうには思っております。

**○4番（日永貴章君）**

私は先ほど質問の中でも言いましたけれども、できるなら今の保育料で、その枠を広げていただいて、育てやすい、産みやすい愛西市ということを前面に出してやっていただくのも一つの方法かと思っております。愛西市で少子化の進む中、定住人口の確保として、子育て環境や児童福祉の向上を目指す位置づけていますが、もし保育料の改正を行う場合、どのような説明をするのか。ただ単にこういうふうに変りますよという説明だけで終わるのかどうか、この1点お答えください。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

今の保育料を本当に維持できれば、我々としても本当に保育園というのは少子化対策の根幹であると思えますし、重要な施策だと思っておりますので、今の維持できれば本当にいいかと思えますが、先ほども申し上げましたように、私どもの財政の中で、飛鳥に次いでという状況が、ほかのことも考えたときに、許されるかどうかというようなことであるかと思えます。先ほど申し上げましたように、あくまでもこれは負担金という性格を持っておりますので、受益に対する負担はお願いをしていきたいというふうに思っております。

それから、これの説明につきましては、保育全体に対しまして、いろんな皆様方のニーズがあるわけございまして、そういったものも含めまして、トータルで説明をしていきたい、そんなことを思っております。

**○4番（日永貴章君）**

御答弁ありがとうございます。

やはり子供を持つ親にとって、自分の子供に対して、少しでもよい環境で暮らし、学ばせたいと、どの親でも思っていると思います。ただ、今の愛西市の財政難のために、補助金見直しの一環での保育料見直しではなくて、子供たちが親になったとき、愛西市で子供を産み育てたいと思えるまちづくりのために、今回の料金見直しを行う必要、必ずそうしていただくように要望いたしまして、私の質問を終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

これで4番・日永貴章議員の質問を終わります。

次に、通告順位3番の9番・村上守国議員の質問を許します。

### ○9番（村上守国君）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、より市民が行政に参加しやすい環境づくりを進める方策の一つとしてと、効率的・効果的行政運営の推進について、質問をさせていただきます。

市民にとりまして魅力あるまちであり続けるためには、主権者、納税者としての市民の視点を正確に反映できる行政経営がこれまで以上に求められており、より質の高いサービスを、最も効率的な手法で提供していくことがこれからの行政に課せられた重要な使命であります。したがって、これまでの自治の仕組みに加え、より市民が行政に参加しやすい環境づくりを進めるため、市民参加のルール化や市民の善意を施策に反映できる仕組みをつくる必要があります。

市民参加の基本的なルールを定める仕組みといたしまして、市民参加推進条例的な定めが必要ですが、財源を確保する手法を考えたとき、最近、ある新聞報道によれば、愛西市民の方が土地とお金1億円をある資料館へ寄附されました。私は寄附を市民参加の手法の一つとして考え、寄附を通して行政運営に参加していただき、新たな施策の展開や充実のため、市民の意向を直接的に反映し、市民生活をより豊かなものにするため、寄附条例の制定を提案するものであります。

寄附条例には、寄附を用いて実施する事業について定め、寄附者が市のどの施策分野にその寄附を用いたいのか選択しやすいようにメニュー化が必要であります。メニューとして、例えば、一つ、保健福祉の充実や青少年の健全育成、一つ、生涯学習の拡充、一つ、防災の振興などなど、行政全般について広く施策分野を示せばよいと思うのであります。

全国の自治体では、寄附条例を数多く定めておりますが、特にY市は活発で、平成16年度2,020万3,000円、平成17年度1,771万7,000円、平成18年度前期で1億603万6,000円、寄附金のほかに公園用地や車両などの寄附があり、大いに行政運営に活用されているのであります。

私は、これからますます自主財源確保のための多様な手段を用意する必要があると思います。寄附は、市の施策展開にとって大変有効なものと確信しております。寄附条例の制定をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

2点目ですが、市では、市民との協働によるまちづくりを推進するため、〇〇基金を設置することを提案いたします。

この基金は、個人市民税の1%に相当する額と、市民の皆さんからの寄附を基金に積み立て、市と市民が協働して実施する事業などの財源として活用する制度を設立するつもりはないのか、お尋ねいたします。

次に、効率的・効果的行政運営の推進について質問いたします。

2月13日、全員協議会において、愛西市総合計画と行政改革第1期推進計画が説明されまし

た。こうした計画を推進するためには、財源はもとより、何といたっても人、職員が核であり、改革の内容をしっかりと把握して、粘り強く実行することが問われるところであります。私は、一層職員の職場での真剣な研さん、力量の向上を求めるものであります。将来にわたる市の財政力、地理的環境などなどを踏まえた上で、的確なお答えをお願いいたします。

1点目でありますが、愛西市総合計画についてお尋ねいたします。

今回の総合計画は、単に各分野の行政施策を包括しているだけで、寄せ集めの総花的な計画であると思います。基本構想、基本計画における市民参加は、地域をどのようにつくっていくのか私には読み取れません。総合計画は、行政計画から地域づくり型の総合計画へと変化をしているのが実情であります。そこで、合併時に、愛西市のまちづくりの基本として策定された新市建設計画との整合性について、お尋ねいたします。

次に、基本施策である生活課題を早期に実現するために、全職員の間でよく検討された上で頭出しをされたと思いますが、もし実現すれば、夢のようなすばらしいまちができ上がるのであります。職員の皆さんは、各基本施策に対して、実現のための方策を多く打ち出しておられますが、実現させる自信があるのか、お尋ねいたします。

次に、愛西市集中改革プランについて、3点お尋ねいたします。

プランは、現在実施している行政サービスの見直しを図ることなどにより、持続可能で、安定的な行政運営の確立と市民サービスの向上を目指すものであり、平成18年度から21年度までの4年間を取り扱い期間としています。

そこで、お尋ねいたします。施行後、既に1年たちました。今日までに市民に対してどのような説明責任を果たしてきたのか、また市民の反応はどうか、具体的に教えていただきたいと思っております。

2点目でありますが、財政運営の考え方を示しておりますが、私は、地方自治体の財政構造の弾力性を判断する指標に経常収支比率と起債制限比率を利用しております。経常収支比率の水準について、どの程度が理想かといえ、必ずしも明確ではありません。ただ、70%代程度までに抑えていないと財政構造に弾力性が乏しいと言われます。平成19年度当初予算の経常経費は138億9,000万円、73.5%であり、平成18年度は130億円であり、本来なら目的を達成するために経常経費を大きく削減すべきところでありますが、逆にふえております。目標である平成21年度の113億円まで削減する施策は何かあるのか、お尋ねいたします。

3点目でありますが、人材育成計画についてお尋ねいたします。

人材育成計画は、一つ、行政を取り巻く情勢の急速な変化に柔軟に対応できる職員を育成すること。一つ、職員一人ひとりの能力を底上げして、組織力を上げること。そして、10年、20年先の愛西市を担う職員を育成することを目的として作成するものと私は思っております。これから人材育成基本方針を策定することは時既に遅しではないでしょうか。

この4月の人事異動に対し職員間では大分不満が聞こえてまいりました。愛西市では職員の勤務評定制度を採用していないとのこと、これは驚きであります。勤務評定は、公平で公正な人事マネジメントを実現するために職員の能力開発と人材の有効活用を目的として実施すべき

と私は思っております。

質問であります。職員の昇任、選考、人事異動はどのように、何に基づいて現在実施されているのか、お尋ねいたします。

また、人事異動は適材適所に職員を配置したとよく言われます。適材とは、そのことに適した才能の人であり、適所とは、適材を適した地位・任務につけることと岩波の国語辞典に明記されております。職員は一般事務職員が大半であります。職責によっては、技能、技術職員が重要であります。資格を有しなければならない職場もあります。現在、それらの有資格者が適材適所に配置されているのか、お尋ねいたします。

あとは自席でお尋ねいたします。

### ○企画部長（石原 光君）

それでは、順次御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず第1点目の、寄附等を財源とした条例の制定を考えてはどうかという御質問でございますけれども、まず、愛西市になりまして、寄附をいただいた件数は現在16件ございまして、その内訳は、現金寄附が12件、金額にいたしまして約 1,015万 6,000円ほどの御寄附を愛西市になっていただいております。そして、御寄附をいただいた方からは、例えば教育に役立ててほしい、あるいは福祉に使ってほしいという寄附者の方の御意向を考慮いたしまして、それぞれの部門に財源充当し、有効に活用させていただいておりますというのが現状でございます。

それで、村上議員の御提案は、こうした寄附の処理を条文化し、そして、さらに積極的に寄附を募ることによりまして、いわゆる市民参加の意識を高めようとするお考えだというふうにご理解をしております。市民参加の啓発にはいろいろな手法があると思っておりますが、これも一つの手法としてとらえさせていただきました。それで、できることであれば、たまたま来年度、20年度から総合計画がスタートする年でございまして、それに合わせてといたしますか、できれば20年4月1日から施行できるように、この制定に向けて準備を進めてまいりたいというふうにご考えております。

それから、2点目の基金の関係でございますが、寄附基金を設けてはどうかという御質問でございますが、現在、御案内のとおり愛西市には、議員が御提案されますような趣旨と申しますか、目的と申しますか、まちづくりを推進するという趣旨に近い特定目的基金、いわゆるふるさとづくり事業推進基金と、議会の方でも御議決いただきました合併特例債を活用いたしました地域づくり振興基金の二つがございます。現時点では、これを有効に活用していきたいというふうにご考えております。

しかし、例えば寄附基金を設けるということをお考えすると、新たに基金をつくるのではなくて、先ほど申し上げました、例えば地域づくり振興基金の中で経理区分的なものをきちっと明確にし、それが積み立てできるということであれば一番ベターでありますけれども、いずれにしても条例の制定と同じように、基金の管理、あるいは財政法上どうなるか、先ほどの条例の制定も含めて、この件については一度よくよく勉強させていただきたいというふうにご考えております。

それから3点目の、総合計画の関係で、まちづくりの基本である新市建設計画との整合性について御質問をいただきました。

御案内のとおり、新市建設計画は合併特例法に基づきまして策定をされておりました、いわゆる4町村の総合計画との整合に配慮しつつ、6項目のまちづくりの基本方針が立てられておりました、当然国からの財政支援を受けるために重要な計画として現時点でも位置づけておるわけでございます。

それで、整合性の関係でございますが、今回の総合計画につきましては、合併後における市民の皆さん方の意識を改めて把握するために実施いたしましたアンケート調査の結果を踏まえまして、市民の皆さんが特に重要であるという認識をしていただいております28の生活課題を選択いたしました、それに、行政上これは必要だという重要課題を七つ補足し、35の重要課題、いわゆる基本施策といいますか、そういったものを総合計画の中に位置づけております。

それで、当然市民の皆さんが重要と掲げる生活上の課題や行政上として克服すべき重点課題の把握においても、当然新市建設計画の趣旨を十分に尊重いたしまして、また配慮いたしまして、総合計画の策定に当たってきておると。当然その基本方針を確認された上で、この総合計画の策定に取り組んでおるという認識でおりますので、御理解がいただきたいと思っております。

それから4点目の、総合計画の基本施策の生活課題は目的が達成できるか、職員でやれるか、自信はあるかという御質問をいただきました。

当然、先ほど申し上げましたように、総合計画の中には、市民の皆さんからいただいた重点的な生活課題や行政課題も網羅しておりますが、ただこれを達成するということになるとうる容易なことではないという理解はしております。いずれにしても、当然これを進めるに当たっては、限られた財源の中で健全な行政運営に十分配慮しつつ、職員の知恵と工夫を凝らしながら、計画的に、また着実に努力をしていかなければならないというふうに現時点では考えております。

それから五つ目の、いわゆる行政改革、1年たったんだけど、その辺の説明責任を果たしているか、その反応はどうかという御質問でございますけれども、大綱、それから推進計画も昨年度公表をいたしました。18年度からこの計画はスタートしておりますので、その18年度の成果というものが当然問われるものだという考え方であります。しかしながら、18年度の成果につきましては、18年度をスタートとして、具体的な取り組みを始めたばかりということもございまして、18年度のそれぞれの事業の数値的なものが、出納閉鎖期間が終わって、今後議会の方でも決算の御承認をいただくというふうなスケジュールで進めていかれますけれども、その辺の数値的なものをきちっと固めた上で、取り組みの結果といいますか、数値の結果といいますか、そういったものを市民の皆さん方に対して公表をしていかなければならないというふうに現時点では考えております。

それから、財政指標の設定の関係でございますが、先ほど、ちょっと議員の方から、18年度、19年度、それぞれ経常経費のとらえ方の中で、逆に19年度はふえているんじゃないかというような御指摘をいただきましたけれども、私どもの数値を見ますと、19年度予算の経常経費

は約 138億 9,000万ほどではないかという数字をつかんでおります。また、18年度につきましては 140億 9,000万ではないかと。19年度の方が 2 億円ほど削減をしているような形ではないかというふうにとらえております。

それで、御質問いただきました具体的な施策削減額は、いろいろ御質問いただきますけれども、具体的にまだ決まっておりません。これが現状です。人件費につきましては、当然定員管理の面から、あるいは物件費につきましては、組織・機構改革の視点で、現在プロジェクトチームを立ち上げて検討をしているところでございます。また、扶助費、補助金につきましても、先ほど御質問がございました受益者負担についても、見直しを視野に入れて、行政サービスの取捨選択も今後検討していく必要があるというような考え方でおります。以上でございます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、私の方から、職員の件につきまして述べさせていただきます。

職員の昇任・昇格のことでございますが、人事異動につきましては、職員個々の今までの勤務実績、そして合併前からの職歴、勤務状態等を考慮して実施をしておる状況下でございます。なお、平成17年度の人事院勧告によりまして、能力、実績に応じて人事管理のための人事評価制度の整備が私どもに求められておるものでございます。こうしたことを踏まえまして、この3月に策定、公表をいたしました第1期集中改革プランにおきまして、人材育成計画の策定及び業務評価、能力行動評価などにおいて述べさせていただいているところでございます。これからその中を定めるべくやっていくということを述べさせていただいている経緯でございます。

次に、有資格者の適材適所の御質問でございますけど、有資格者というのは、私ども、資格の必要な保育園、保健センターなどが有資格者という形で、それぞれ適切な配置をという形でやっております。

議員御指摘なのは土木経験者だろうと思っておりますけど、この場合において、有資格者ということではなくて、私どもとしては専門職員で、必ずしも資格を有するものではないというふうにとらえております。ただ、いずれにいたしましても業務に必要な有資格職員、そして専門職員につきましては、その必要性は十分に承知をしております。今後もそのような中で職員の配置に努めてまいりたいというふうを考えております。以上でございます。

#### ○9番（村上守国君）

では、一、二再質問をさせていただきます。

まず最初でございますが、寄附条例の制定についてでございます。これにつきましては、市長さん初め、非常に御検討された結果だと思いますが、初めて前向きな回答をいただいたような感じがするわけでございます。20年4月1日から発足する、いわゆる施行するというようなお言葉でございます。これは、私は、現在の行政が一番最初に取り組むべき問題ではないのかなあというふうに非常に強く感じているわけでございます。今でも自主財源の確保の形の中で、広報の関係で公告を求めるとか、いろんな手法があるかと思いますが、その中で、愛西市が皆様方をお願いしておりますように、市民の方々と協働して行政運営をしていくんだというような頭の中であれば、行政からメニューを示しまして、市民の方と一緒に、御寄附をいただきな

がら行政運営をすべきだと私は強く思っておるわけでございます。ただいま担当部長から御回答をいただきました。私は非常に意を強くしたわけでございます。これに関しましては、我々も一生懸命協力をさせていただきますので、ぜひ早急に条例案を作成の関係で取りかかっていたきたいと思っております。ぜひ4月1日に施行できますようお願いをいたします。

それから2点目でございますが、これは、いわゆるまちづくり推進のための基金ということでございます。先ほど申されましたように地域振興基金というのがございますので、その中で一部条例を改正するなり、このような形で推進をしていただければいいと思っております。要はすべて行政運営を推進する上においては、市民の方々の御意見をちょうだいしながら、よりよい行政運営を進めるには何が必要であるかということを経理者側の方は頭に置いて事務をとっていただきたいなあと思っております。例えば今申し上げました個人市民税の1%というようなことも一つの例でございますので、そういうことを含めまして、ひとつよく勉強していただきたいなと思っております。寄附条例等々につきましては、ぜひ実現をいち早くされますようお願いをしておきます。

続きまして、愛西市の総合計画の関係で、先ほど担当部長から御回答いただきました。これにつきましては、人それぞれ受け取り方が違いますが、私どもの考え方はこういうふうですよということを申し上げたわけでございます。例えば総合計画の策定委員の皆様方がいろんな方の中で市民代表として御参加されておられると思っておりますが、要は私ども愛西市の市民は、特定な方のみではなくして、6万7,000の人口の方々がすべて対象であるということを経理者側の方に置いて取りかかっていたきたいなと思っております。愛西市総合計画につきましては、現在は素案の段階でございますので、これは再質問をすることなく、要望として、要するにこれからの総合計画というのは、よりよい地域づくり型の総合計画をつくるんだということで要望して、ひとつお願いをしておきます。

それから、次の生活課題の関係で、もっと我々も議員の立場で真剣に勉強させていただいて、いろんな意見を申すべきだと思います。ただ、今までの経過の中では、全員協議会で総合計画なり、このような重要なことが物の数分で説明が終わっているような状況でございます。それを受けて、我々が本来は個々に勉強すべきだと思っておりますが、若干その点について、経理者側と私の方の意見が違うんではないかなあと思うわけでございます。ですから、このような将来にわたる愛西市の重要な施策を決めるものでございますので、できましたら、今後時間をかけてしっかりと勉強会をしていただきたいなということを経理者側を強く思っておるわけでございます。その点を要望として出しておきます。

次に、愛西市集中改革プランについてお尋ねをするわけでございます。

これ、18年度から21年度までの4年間で取り組むんだということでございます。要は18年度1年間、既に終わっておるわけですが、これについては、どちらかといえば検討期間。いわゆる資料をつくるための期間であって、要するに何もスタートしていないんだというような理解でいいのかなあと思うわけでございます。先ほど、総務部長は、人事の関係でことしの3月に公表したんだという言い方もされておりますし、新聞報道をいたしましたのも5月の半ばでござ



ざいました。ですから、市民の方々にこの集中改革プランというのがどのような形で伝わっておるのか、ちょっと私、わからないんですね。そういう点について、再度お尋ねいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

どういう形で伝わっているのかという御質問でございますけれども、前段で、18年度はその検討期間ではなかったのかと。ある部分、議員御指摘の部分も確かにございます。大綱の策定、あるいはその集中改革プランをどういった形で中身を詰めていこうかという検討期間であったのも事実でございます。ですけれども、その18年度の中で、市民会議の設置と申しますか、市民の皆さん方に参加をしていただいて、今後まちづくりに向けてどういう形で進んでいこうかという手法も取り組んで、実施をしておりますし、また大綱にせよ、それから集中改革プランにせよ、市民の皆さん方に意見を聞くというパブリックコメント制度と申しますか、そういった手法も取り入れて実施をしてきたということも事実でございます。最終的には広報等でも周知をさせていただいておりますし、またホームページ等にも掲載をさせていただいておりますので、現時点ではそういったような周知の手法をとっておるというのが現状でございます。以上でございます。

#### ○9番（村上守国君）

18年度は取り組みの1年目であり、検討期間でありますよと。何ら市民に対しては公表をしておりますよという受け取り方でよろしいかなと。ということは、最近の時代の流れの中で、市民にお知らせするのは広報とかホームページというようなことを強く言われますけど、私自身も残念ながらホームページというのは取り扱っていないわけでございます。すべての市民の方がホームページを見る機会があるんだということを理事者側の方が頭に置いていただくと、我々と非常にその中で溝ができてしまうんじゃないかなあと思っておるわけでございます。4年間という政府が示しました取り扱い期間の中で、何事もスタートが遅いと思います、愛西市の場合には。職員の皆様方が頭の中で描かれている施策の中で、課長を中心とした意見交換の場を持ちながら、どんどんどんどんいい仕事をやっていただきたいなと思います。これにつきましては、ひとつそのような形で何事もスタートを早くしていただいて、市民の皆様方にお知らせするんだ、御意見を求めるんだという姿勢でひとつお願いをしていきたいと思っております。

それから2点目でございますが、先ほど経常収支比率とか起債制限比率等々を私は申し上げました。これは非常に重要なことであります。総務部長は、例えば平成19年度当初予算の経常経費等々について私の金額が間違っておるというような言い方をされたような気がいたします。では、お尋ねするんですけど、経常経費とは何かということをお答えいただきたいと思っております。それで、たまたま今ここに持っておるわけですけど、集中改革プランの一番末尾に用語説明を御丁寧にされておられます。この中に経常経費とは何ぞやということを書いてあります。公債費も含めたのが経常経費というのが一般的でありますわね。ですから、今、部長が言われました140億9,000万円ですか、平成18年度の130億円に対して。この数字が僕ちょっと理解できないんですね。ですから、例えば集中改革プランの経常経費は公債費を除いた金額ですよということを言われた場合においては、要するに市民の方をごまかすような金額を提示しているよ

うに私は受け取れるんですね。ですから、要は一つの集中改革プランの中でこのような説明をしておきながら、片一方では金額を抑えておるということは、何か一本あるのかなあということと、それから、経常経費とは何と何と何を含めたものを経常経費だということで、財政課の方では常日ごろ取り扱っていますよということを一遍説明してください。

#### ○企画部長（石原 光君）

今、数字の関係での御質問でございますけど、議員御指摘ございましたように、経常経費というのは、人件費、物件費、維持補修費、それから扶助費、補助費、それから公債費、通常団体が義務的に負わなければならない経費というのを一般的に経常経費というとらえ方をしております。ただ、今回、ちょっと数字のとらえ方で若干食い違いがあるということでありまして、と申しますのは、各議員さんの方にも、集中改革プランを公表した段階で財政シナリオというものをお渡しさせていただいた経緯がございます。その中に、経常経費目標削減額17億というような表示がしてございました。当然その中には公債費という部分は入ってございませんでした。と申しますのは、一般的に経常経費というのは公債費も入れて、トータルでその数値というのを取り扱うわけですが、御指摘のように、その辺もうちょっと詳しく、経常経費とはこういうものですよと。こういったものについて今後削減を図っていくんだと。ただ、その17億円の中に、公債費というのは義務的経費で、市がその償還額について当然背負っていかなければならない義務的経費でございますので、それを削減するということはできません。ですから、今、思いますと、その辺のきちとした注釈といいますか、とらえ方というものをもうちょっと具体的に御説明すべきだったなあというふうに今反省はしておりますが、経常経費というのは、先ほど申し上げましたものをトータルして経常経費というふうにとらえております。

#### ○9番（村上守国君）

今の担当部長の説明は、そのとおりだと思います。要は市民に対して数字をあらわす場合に、いろんな取り扱いがあるかと思えますけど、要はガラス張りにして市民に数字を示すべきだと思います。自分たちの得手勝手のような数字を市民にお知らせした場合は、かえってマイナス要素ではないのかなというようなことは、要するにそういうことであっても、やはり経常経費とは何と何と何が含まれた義務的な経費でありますよということはだれもがわかっている話でございますので、それを幾通りか使い分けしておられますと、我々市民側としては困っちゃいますわね。ですから、今後は、もしそのような取り扱いをされるのなら、しっかりと説明をしていただくなり、本来の姿で数字をあらわしていただきたいと思えます。

ちょうどお昼になりましたが、もう1件質問をさせていただきます。お願いします。

最後でございますが、人材育成計画についてお尋ねでございます。

私の方から見ていますと、まだ職員の勤務評定制度等も採用していないと。この点につきましては、愛知県の市の中でやってみえないのは愛西市のみではないのかなあと思っております。これでは職員の皆様方が非常に浮かばれないような感じがいたします。ですから、職員の皆様方に仕事のやる気を起こさせるような雰囲気づくりというのが理事者側の重要な任務ではない

かなあと考えております。ですから、先ほど何かの規定に基づいて、あるいは個々の勤務実態に合わせて職員の昇任・昇格等々というようなふうには私は受け取ったわけでございます。これでは、職員の皆様方のやる気を起こさせる原因にはなりませんね。極端な言い方をすれば、鉛筆を転がしておるような感じで受け取れるわけでございます。ですから、こういう制度の確立というのが一番大事なことでございますので、ひとつしっかりとやっていただきたいと思います。

最後に、市長さんにお尋ねするわけでございます。人事権とか選任権というのは市長固有の事務でございますので、市長さんにお答えをいただきたいと思っております。

人材育成計画を実行する上におきまして、私は、人事制度だとか職員の能力開発、職員の健康管理等々を担当する専任部署が必ず必要ではないのかなあと考えております。そこで、新年度から人事担当部署の設置と、愛西市でも得意分野を持った職員を育てて、さらに希望する職場で活躍することができる市全体の組織力のアップを図るために、人事制度として立候補制度、要するに職員が自分の能力に合わせて、どここの仕事をやりたいとか、どういう立場につきたいとか、そういうような立候補制度の導入の考えはないのか、お尋ねいたします。

**○市長（八木忠男君）**

お答えをいたします。

今の人事管理の関係であります、これも県から総務課の方へ派遣をいただいております。今、その担当にもお願いをしているわけでありまして、他の市町の個人評価システムなどなども勉強をしておっていただくわけでありまして、これからもその内容につきましては、十分検討をして進めてまいりたいと思っております。

**○9番（村上守国君）**

市長さんは、よく検討いたしますとか、前向きに検討するとか、そういうあいまいな言葉で答弁をされておられますけど、これ、役所言葉で、検討しますとか前向きに考えますということは、実際やらないと同じなんです。ですから、県からわざわざそのような職員をお迎えになって、組織開発をやらうとしておられるわけでございますけど、ひとつ勤務評定制度の採用、従来は愛知県の勤務評定を参考にしながら、どこの市でも実施されておるわけでございます。ぜひそういう制度をいち早く取り入れていただきまして、職員の皆様方の意向を確認しつつ、組織としていい仕事をやっていただきますように要望としておきます。どうもありがとうございました。

**○議長（佐藤 勇君）**

これにて、9番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩をとらせていただきます。再開は、御案内のとおり13時30分から再開いたします。以上です。

午後0時02分 休憩

午後1時30分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

会議を再開させていただきます。

通告順位4番の17番・加藤和之議員の質問を許します。

### ○17番（加藤和之君）

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして、行財政改革について一般質問をさせていただきます。

このことについては、各議会定例会で幾度となく皆さん方に御質問いただいているところですが、すけれども、またそれに、きょうの午前中の村上議員の質問とダブるところがあるかと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、きょう配りました、こんなようなのが2枚行っておったと思いますが、資料をいただいたものを自分で表にしたものですから、多少数字が違っておったり、順序が間違っておったらごめんなさい。でも、もし参考になるところがあれば参考にさせていただけるとありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

合併についての勉強をしているころ、平成13年ごろですけれども、4町村の財政力指数というのは、海部津島で佐屋町が7番目、佐織町が10番目、12番目が立田村、13番目が八開村であり、本市は財政力の低い町村同士の合併であったため、愛知県の市で財政力指数が最低に近い市になることは承知をしておりました。でも、地方交付税や補助金が毎年削減される中、合併のスケールメリットを最大限に生かし、行財政の健全化を図るために4町村が合意をし、合併をいたしました。ところが、四役と議員の削減のほか、合併による大きなスケールメリットがあまり見えてこないどころか、逆にサービスは高い方へ、負担は低い方へ合わせる合併協議会での協定、また今議会で各議員より一般質問にもありましたとおり、今後もとどまるところを知らない市民ニーズ、また福祉関係など各種法定義務経費の増加、特別会計への繰出金の増加、合併によって必要になる新しい施設の整備とそれに伴う維持管理費等、今後多くの歳出が見込まれるが、市税などの自主財源が県下の市で一番乏しい本市では、基金は取り崩しをされるし、合併特例債の対象になる施設は、合併特例債を利用することにより急場を乗り切ろうとしているため、歳出予算に占める公債費の割合は年々増加していくと思います。また、今後も自主財源の大幅な増加は期待が薄いため、ますます財政力の低下を招くものと思われま

私は、佐屋町時代に、三重県の前北川知事が最初に知事になるとき手がけたのが利用頻度の低い建物の処分だったと聞いております。ですから、佐屋町は大丈夫ですかというふうなことを質問したことがありますが、愛西市も、合併したことにより不必要になった施設、また重複する施設、利用率が低い施設、また老朽化し、利用されていないような施設、そんなような施設が公共施設の中であるような感じがします。また、その建物の中には、年数がたち、修理が必要な建物や付随設備が多数あり、今年度の予算の中にも修繕費が計上をされております。

不必要と思われるものは、この際思い切って処分し、維持管理費を削ることによって得た財源を、合併したことにより新しく必要になってくる施設や増大する市民のニーズをかなえるために充てるべきだと考えております。

合併により必要になったものについては合併特例債が認められておりますが、しょせん借金

は借金であり、借り過ぎると大変なことになることを考えておかなければならないと思います。

対象事業費のおおむね95%が合併特例債として認められるわけですが、さらにその元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額の中に算入をされるようになっております。地方交付税の原資である国税5税ですけれども、すなわち所得税の32%、酒税の32%、法人税の32%、それから消費税の29.5%、それにたばこ税の25%、これが地方交付税の原資になっておるわけです。その収入状況に基づいて自動的に確定をされていきます。これらの収入状況により毎年左右されるものであるから、元利償還金の70%を地方交付税として必ず交付してくれる確約も保障も絶対にはないのです。

したがって、少しでも借金を少なくするために施設を処分し、まず経常経費の削減を図ることが合併の最大のスケールメリットであると、このように考えます。

施設がなくなることデメリットというふうに考えるかもしれないけれども、そのデメリットで浮いたお金、要するに財源を新しい市民ニーズ、必要な施設の建設の方へメリットとして回すのが合併のよいところだと考えております。

ここで、皆さんと本市の財政状況、施設の利用状況、施設の維持管理費などの現状を共有し、経費節減、組織改革を実施することによって、市民の要望にこたえられる強靱な継続性のある財政運営を図っていただくために、何点かの質問をさせていただきます。

まず第1に、例えば合併特例債が認められる10億円の施設を建設したとして、それが地方交付税で最終的にどれだけ実際に見てくれるのか。これは難しいことかもしれませんが、順を追って説明をいただきます。

続きまして、合併により各庁舎にかなりの空き室ができたと思われそうですが、現在の利用状況、それから今後利用される計画があるのなら、その空き室をどのように利用されるのか、計画をお尋ねいたします。

次に、各総合支所の各課、両出張所の窓口利用件数をお伺いいたします。

次に、各庁舎の19年度予算に計上された各施設の施設管理費の額をお尋ねいたします。

続きまして、今後も一般会計、特別会計の中の法定義務経費の増加、ふえ続ける市民のニーズに対応していかなければならず、このままでは財政が逼迫することは目に見えております。愛西市行政改革第1期推進計画集中改革プランの10ページで、「公共施設の設置及び効率的な管理運営の推進の中で、合併により重複している公共施設などについて、利用目的や地域バランス、地域特性、市民ニーズ等を把握し、統廃合、廃止、用途変更など、施設のあり方について総合的に検討していく」としているけれども、経常経費を徹底して削減し、財政力の向上を図るため、例えば分庁方式の見直し、総合支所の統廃合・機構改革、これらを早い時期に実施していただいて、歳出の大幅な見直しを図る考えはないのか、お尋ねをいたします。

次に、公民館、体育館、コミュニティセンターなど各施設の利用状況と、19年度予算の各施設の歳入、使用料・利用料、それから歳出の方では経常経費、予算額の状況について、お尋ねをいたします。

続きまして、健全で持続可能な財政運営をするため、利用頻度が低い施設、ニーズが合わな

くなり、利用されていない施設、類似の施設、重複する施設、費用対効果の薄い施設等を、利用目的を変更し利用するのか、思い切って処分をするのか、もちろん地域住民の方のお考えを聞きながらですけれども、どのようにされるのか、具体的にお答えをいただきたいと思います。

次に、3月議会の会期中の全員協議会の折に出された歳出削減必要額（50億円のプロジェクト事業を加算した場合）として、21年度までに17億円削減する。その削減対象として、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等としているが、どのように削減されるのか、今計画されておれば、詳しく説明をお願いします。

それに、50億円のプロジェクトの中身は、児童館3億、勝幡駅周辺再開発事業20億、斎場建設27億円という説明があったが、50億円以外には新規事業というのはしないつもりなのか。するなら、集中改革プランでいう公債費比率、経常収支比率、基金残高にも影響し、財政の硬直化を招くことになるが、今後どのように進められるのかお尋ねをいたします。

再質問はなるべく避けたいと思いますので、将来の愛西市を左右することであるから、的確に前向きな御答弁をお願いします。

あとは自席で質問をさせていただきます。よろしくをお願いします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、何点か御質問いただきましたので、まず私ども所管の関係について、前段の部分で一括御答弁させていただきたいと思います。

まず、第1点目の合併特例債、地方交付税の絡みで御質問をいただいておりますが、御質問に対する認識といたしますか、考え方について御答弁を申し上げたいと思います。

議員御指摘のとおりでございます。仮に事業費10億円の場合、そうしますと、95%である9億5,000万円の合併特例債が認められます。そして、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額の中に算入されます。制度的には、元利償還金の70%が交付税算入されるということについては間違いございません。ただし、御承知のとおり、普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた分、いわゆるその差が交付税として交付されることとなります。それで、この先、交付税の算定によって、非常に見通しというのが難しいわけでございますけれども、基準財政需要額が減少するか、もしくは基準財政収入額が増加すれば、当然交付税の額、幅が小さくなりますので、減少することになります。

それで、交付税の算定につきましては、毎年基礎数値、あるいはいろんな係数を使うわけでございますけれども、補正係数等が、毎年、正直言って国の方から変更をかけてきます。そういったこともございますので、今後の見通しをするということは非常に困難でございます。したがって、合併特例債につきましては、あくまでも基準財政需要額への算入が確約をされていると。御発言にございましたとおり、金額が必ずしも満額交付されるということが確約されているというような認識は財政課の方としては持っておりません。

いずれにしても、100%きちっと交付税に算入されますよという確定があればいいんですけれども、制度的には確かにそうですけれども、議員おっしゃるように、いろんな国の法定税率、5税ありますけれども、その収入によって大きく左右されるというのも事実でございますので、

ことしも8月に算定がありますけれども、その状況を見た上で、もうちょっと中身について検証ができるんでないかなあというふうにとらえております。

それから2点目の、分庁方式もそうですけれども、総合支所を統廃合して、機構改革を早い時期に実施してはどうかという御質問でございますけれども、今年度、行政改革推進組織、いわゆる行政改革推進を推進するに当たりまして、横断的に、また実務レベルのでの検討をするため、新たな組織、プロジェクトチームをこの4月に設置をしております。そして、公共施設の統廃合、あるいは用途変更については、早急に新市として取り組むべき課題として、現在このプロジェクトチームの中で検討を進めていただいております。

そして、当然のことながら、合併により重複した施設も現状ございますので、公共施設全般にわたって、その設置目的と照らし合わせまして、利用頻度、あるいは住民の皆さん方のニーズ等、さまざまな観点から、統廃合や用途変更など、当該施設のあり方の調査を、先ほど申し上げましたようにプロジェクトの中で今研究といいますか、調査を進めていただいておりますので、またその調査がまとまりましたら、御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、庁舎についても同様でございますが、市民の皆様にはわかりやすく、適切に行政サービスを提供できる組織体制の構築というのは必要ではないかなというふうに考えておりますし、当然ながら経費削減に努めてまいります。

それから3点目の、施設を処分する計画はあるかということで、先ほどの御質問の答えとほぼ同じ内容になると思いますけれども、今後、先ほど申し上げましたようにプロジェクトチームを立ち上げておりますので、その中で検討を進めさせていただくと。ひいては、行政改革推進本部でさらに検討を踏まえて、いち早く施設ごとに結論づけていかなければならない問題ではなからうかなという考え方で現時点ではおります。

それから、50億円のプロジェクト事業、集中改革プランの17億円の経費削減の関係での御質問でございますけれども、議員御指摘のとおりでございます。集中改革プランでは、持続可能な財政運営を目指して、10年後の目標数値をそれぞれ設定いたしました。それで、10年間の財政シナリオから逆算して歳出削減必要額というものを算出しております。それで、現時点で、個別の削減内容、削減額、申しわけございませんけれども、例えば人件費は2億5,000万という数字が出ましたけれども、じゃあ補助金を幾らにするとか、扶助費を幾らにするとかという具体的な数字についてはまだ今担当課の方も持っておりません。と申しますのは、これも繰り返すことになりますけれども、プロジェクトチームを立ち上げまして、まずそのプロジェクトチームの中で、とにかく補助金改革からまず手がけてほしいということで、今、プロジェクトの中で一つ一つ事務を進めております。できれば一部でも来年度の予算に反映ができたらなあ。当然この10月、11月ぐらいまでには素案的なものができるんじゃないかなあというふうな見解を持っております。

それで、後段の50億円のプロジェクト事業の関係でございますが、当面想定し得る事業内容と事業費を概算として財政シナリオに盛り込んで、集中改革プランの目標数値というものを設

定いたしております。それで、御案内のとおり、目標数値につきましては金額ではなくて、いわゆる財政指標、例えば経常収支比率が92%以内、構成比率が12.2%以内、基金については30億ですか、そういった指標で設定しております。そして、年度ごとの歳入歳出の内容によって微妙に変動してくると思っております。今後、プロジェクト事業を進めながら、財政状況を検証し、目標数値をクリアできる見通しがつけばといいますか、早く見通しをつけなければならぬというふうに私は思っておりますけれども、その上で新規事業に取り組んでいく必要があるのではないかなあというような考え方でおります。

私どもの関係については以上でございます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、順不同になったかと思えますけど、よろしくお願いたします。

各庁舎の部屋の利用状況と今後の利用という形でございますが、各庁舎の18年度中の会議室の利用状況、半日単位で調べておりますけど、本庁舎は4部屋、利用率として67.6%、立田庁舎は5部屋でございますが、29.9%、八開庁舎は6部屋でございますが、26.0%、佐織庁舎におきましては7部屋で35.2%という半日単位の使用率でございます。ただ、本庁舎を1とした場合の換算比率でございますけど、立田庁舎は本庁舎に対して0.44%、八開庁舎は0.38%、佐織庁舎は0.52%というような率になっております。

今後の利用計画でございますが、先ほど企画部長が申しあげましたような庁内のプロジェクトチームの中で考えておる状況下でございます。

次に、各総合支所や出張所の窓口利用件数、各課というお尋ねでございますが、申しわけございませんが総合支所一本で調べてまいりました。戸籍とか福祉とか、いろいろあるわけですけど、佐屋の総合庁舎におきましては、18年度中におきましては5万 2,559件、立田が3万 1,977件、八開が2万 1,045件、佐織が6万 8,604件、そして市江出張所が 8,522件、永和が1万 7,726件でございます。ただ、ここの中に相当窓口収納の件数が入っております。窓口収納、本庁におきましては会計室がございましては、他の庁舎はすべて会計事務も行ってあります。窓口の納付数を除きますと、立田が1万 6,250件、八開が 9,525件、佐織が 3,252件、市江が 3,176件、永和が 7,237件、収納事務以外のものであればそんな件数になっておるわけでございます。

それから、19年度予算の中で施設管理費の額というお尋ねでございますが、4庁舎それぞれの中で、消耗品、燃料費、維持管理委託料、機器使用料、そして修繕工事等を積算したものでございます。本庁舎が 5,161万 2,000円、立田庁舎が 1,901万 6,000円、八開庁舎が 1,824万 1,000円、佐織庁舎が 2,693万 2,000円の4庁舎合計で1億 1,580万 1,000円という予算を計上させていただいております。

最後に、公民館、体育館、コミュニティセンターなどという形の問いでございます。私の方から代表してお答えを申し上げていきたいと思っております。

主な施設の18年度の利用者数と19年度の人件費を除く予算額を申し上げます。少し長くなるかと思っておりますが、よろしくお願をいたします。



公民館、3館ございますが、18年度中の利用者は12万2,533人で、19年度における歳入予算としては516万円、歳出予算で7,254万7,000円でございます。体育館は3館ございますが、18年度中の利用者は16万8,959人、歳入としては1,409万円、歳出は9,039万8,000円ということでございます。プールは、2カ所ございます。これは1万416人で、歳入は40万円に対して、歳出は1,726万4,000円でございます。図書館3館ございますが、貸し出し人数でございます。7万5,593人でございます。歳入としては3万8,000円で、4,130万7,000円の歳出を持っております。それからコミュニティセンターは9館ございます。ただし佐織の5コミュニティセンターにおいては利用者数がかかめておりません。そのほかの5館におきましては10万1,842人という人数でございます。歳入は700万円、歳出は5,188万7,000円の計上でございます。立田にあります農村環境改善センター1館でございますが、18年度中は4,430人で、2万5,000円の歳入、865万6,000円の歳出でございます。道の駅につきまして、利用者としましてはレジ枚数でございますが、27万2,783人で、歳入は組んでございませぬ。歳出は1,529万6,000円でございます。それから八開にございます農業管理センターは1館でございますが、1万2,176人で、歳入5万円、歳出が302万3,000円という状況下でございます。よろしくお願ひいたします。

#### ○17番（加藤和之君）

多くの資料を作成して、詳しく説明をいただきましたんですけども、これから要望と再質問の方をさせていただきます。

統廃合とか組織改革というような言葉が随所に出てきますけれども、お許しをいただきたいと思ひます。

説明のとおり、合併特例債の元利償還金70%が地方交付税の基準財政需要額中に算入をされるという確約だけで、基準財政収入額が、例えば国税収納状況等により交付される金額が変わることから、70%を交付されるという確約はないというふうにお答えをいただきました。

ここで、確約の意味で質問いたしますけれども、もし基準財政収入額が、愛西市が収入がよくなったとしてですけれども、基準財政需要額をオーバーし、要するに財政力指数が1.0を超えた場合、このときに、いわゆる地方交付税というのは不交付団体になるわけですけれども、その年度に合併特例債の元利償還金の70%を歳入しておいたとして、その交付税が不交付だということだったら、当然国からの交付はないと、このようなふうを考えますけれども、説明をお願いいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

議員再質問の関係で、仮にという一つの想定の中で御質問されたと思ひますけれども、やはり、今後、愛西市として収入がふえて自主財源的なものが確保できれば、それにこしたことはございませぬ。それで、仮に財政リスク指数が1を超えれば、当然不交付団体になります。それまでの合併特例債で借りた償還金ですね。交付税をもらえるうちは、交付税に算入がされるという確約がされておりますけれども、不交付団体になれば、これは一般の通常の元利償還金の借金だけが残っていくというとらえ方をしております。

## ○17番（加藤和之君）

ありがとうございました。

国は財政がすごく厳しい折ですから、一度に補助金を出すことはできません。ですから、地方に特例債という形で借金をさせておいて、あたかも70%全額を国が持ってくれるような錯覚をさせるような形で、実際は全額くれません。だから、目先のごまかしをしているような感じがしますので、それらに惑わされないように、市の自主財源の収入状況をしっかりと見きわめていただき、人件費、物件費、維持管理費、扶助費等を総合的に検証し、少し余裕を持った返済計画を立てて、合併特例債を利用するなど、地に足のついた財政運営をしてほしいと思います。どこかの消費者金融ではありませんが、御利用と返済は計画的に。借り過ぎに注意しましょうということ強く申し上げておきます。

また、空き室の利用では、毎日全室すべてが使用されているのではなく、せいぜい1室とか2室、それから時間的にも変わってくるだろうと、このように思います。それに、他に議場、委員会室など、議会にかかわる部屋については、立田、八開、佐織とも空き室になっておると思います。公共施設の統廃合や用途変更については、職員によるプロジェクトチームを組織し、検討を始められたと聞いておりますが、そのときは、今回出していただきましたいろんな表とか資料を参考にさせていただき、空き室の状況、管理費、修繕を含むですけれども、職員の配置などをよく検証し、合併により重複した施設、必要なくなった施設など、地域のバランスをとりながら、早い時期に統廃合を実施、組織改革を実施し、人件費、維持管理費の節減に努められることを強く要望いたします。

窓口利用件数については、それぞれの庁舎に本課があり、本課で受け付けているなど、項目を統一しにくく、拾い出すのに大変苦労されたと思いますけれども、表を先にいただいたので、業務別の窓口件数についてはおよその事務量等を知ることができました。ありがとうございました。

また、市江出張所、永和出張所ともに職員がそれぞれ今2人しかおらないわけです。しかも、市江出張所はコミュニティ、永和出張所は公民館を併設しているため、それを管理しながら事務をとっております。そのために、有給休暇をとったり、出張のときは本課より応援をいただき、なかなか忙しいときは昼食をとるような間もないような状態だと聞いておりますが、ここまで来ると、経費は最大限に抑えられているような気がいたします。また、19年度の4庁舎の人件費を引いた施設管理費が、佐屋で5,160万、立田で1,900万円、八開が1,820万円、佐織が2,690万円であることもわかりました。

答弁の中で、公共施設の統廃合、用途変更については早急に取り組むべき課題と言われましたが、考えているうちに時間は流れてしまいます。改めて統廃合、組織改革、地域のバランスを考えながら、また地域の御意見を聞きながら、ベストな施設の配置を早期決断、早期着手していただくように要望をしておきます。

また、親水公園、立田体育館、佐織体育館、プール、公民館、図書館、コミュニティセンターなどの利用状況、それから平成19年度の運営に要する経常経費、使用料などが示されました。

が、町、旧の大字ですけれども、そちらの方へ払い下げた方がいいなあとと思われるような施設もあるような気がいたします。

他については、例に挙げて申しわけないですけれども永和の出張所が公民館だとか、市江出張所はコミュニティセンター、それに永和の児童館等は防災コミュニティーと一緒に管理しているように、他の施設も委託や指定管理者に頼らず、かけ持ちできるものはかけ持ちをするなど、さらに経常経費の削減を図るとともに、利用料、使用料等の見直しも検討されるようお願いをしておきます。

次に、人件費の方、定員管理、物件費、維持補修費など、現状をしっかりと踏まえた上で徹底検証し、むだな歳出を抑え、得た財源で必要なもの、市民のニーズが高いものに使ってほしい。また、扶助費、補助費、繰出金についてもよく検証し、必要なものは増額して、その必要がなくなったもの、活動が少なくなったもの、会員・組合員数が減少したもの等は減額して支給をしたり、特に補助金については、きちんとした交付要綱を設けていただいて、支給をしていただきたいが、当局のお考えをここでお聞かせいただきます。

#### ○企画部長（石原 光君）

補助金の御質問でございますけれども、先ほどプロジェクトの方で一つ一つ検証を進めているという御回答を申し上げましたけれども、やはり考え方につきましては、議員申されたとおり、やはり真に必要なものを見きわめていかなければならないだろうと。そして、的確で効果的な補助金交付をしていく必要があるだろうという考え方でおります。言葉は悪いですが、でも、「ばらまき補助金」という言葉がよく出ますけれども、決してばらまき補助ではなく、やはり事業費補助というのを大原則に補助金の見直しというのはやっていくべきだと。要綱の制定についても、そういった考え方で制定をしていくべきだろうという考え方でおります。

#### ○17番（加藤和之君）

よろしく申し上げます。

次に、50億円のプロジェクト事業については、プロジェクト事業を進めながら、目標数値をクリアできれば、新規事業に組み入れたいと言っておられるが、現在継続中の、都市化にはなくてはならないインフラ整備の一つである公共下水道事業は今後20数年の継続事業でありますし、また莫大なお金がかかるほか、愛西市の市街化率はわずか4.7%と聞いておりますが、今後、各ゾーンの計画に沿って段階的に市街化を進められることになるとは思いますが、そのための区画整理事業費、また今後も起きてくる各庁舎の耐震補強の工事、または建てかえ、このようなことが新規継続事業として後を絶たないわけであります。ですから、今後、どのように財源を捻出して、これら事業に対処されるのか。また、健全で持続可能な財政運営をするためにはどのようにされるのか、いま一度当局のお考えを聞かせてください。お願いします。

#### ○企画部長（石原 光君）

50億円以外のプロジェクト事業の関係について再質問いただきましたけど、これも議員御指摘のとおりだと私は思っております。やはり今後必要な事業が山積をしておりますのは事実でございます。一方、今後の財政状況、あるいは景気の動向、やはり国の方針等によって大き

く変動してくるのではないかなあということが予想されるというふうにとらえております。

それで、時には事業計画の拡大、あるいは見直し等、一方では、こうした状況にも柔軟に対応していくことが肝要ではないかなあというふうに思っております。いずれにしても、今後いろんな難しい、また厳しい局面を迎えようとしているのは事実でございます、やはり議員御指摘の行政改革をきちっと推し進めていくということが大前提だというふうに思っておりますし、そういう財政状況をきちっと見きわめた中で、議員の方からもお話がございましたように、合併という特殊性の中で、やはり必要な事業を早期に計画を立てていくということが必要ではないかと。そういった中で、実現できるものについては、早期に実現していくということが必要ではないかなあというふうに考えております。

#### ○17番（加藤和之君）

ありがとうございました。

スピードをもってお願いをしたいと思います。愛西市をこよなく愛するものの一人として、財政の硬直化を招いて、低サービス・高負担となることがないように、愛西市の行く末を案じて質問をさせていただきました。夢のある、明るく住みよい、豊かさを感じさせる愛西市の建設のために、今も御努力を願っておりますけれども、今後も一層の御努力をお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（佐藤 勇君）

これで、17番議員の質問を終わります。

次に、通告順位5番の1番・前田芙美子議員の質問を許します。

#### ○1番（前田芙美子君）

通告に従いまして、今、学校生活に求められる豊かさとはについて質問させていただきます。

ことし1月に教育再生会議の報告が出されました。先日、2回目の報告がありました。それは、基本的考え方や今後の検討課題で構成されていましたが、早く真の教育再生策を実行に移してほしいと思います。

親は、子供が明るく元気に育ってほしいと願うものです。そして、勉強やスポーツができてと夢を膨らませ、毎日子供と向き合っています。子供の教育に欠かせない要因は、汗を流すことと笑いであり、脳の発達には体験することが重要と発達心理学者が述べています。体験とは、体を動かしたり、人と交わったり、本から知識を得たりすることだと思えます。幼いころから机に向かう習慣をつけることも大切ですが、外でたっぷり汗を流し、心行くまで遊ぶということも子供の成長に非常に重要だと思えます。満たされている子供は、人間関係も上手に結んでいき、周りの世界を怖がらずに、どんどん学ぶようになるのです。大切なことは、まず子供を愛し、満たしてあげることです。また、親子で思い切り笑い合う体験は、子供に限りない喜びと自信を与え、笑いによって脳も活性化します。一日に一回は心のはじけるほど子供と笑い合いたいものです。

そこで、以上のことを踏まえて、学校生活にぜひ取り入れてほしいと思うことがあります。教育再生会議にも出ましたように、幼児には絵本の読み聞かせ、小・中学生は本を読むことを

習慣づけてほしいと思います。各学校では、朝の時間などに独自にいろいろ考えてみえると思いますが、毎日決まった時間に読書タイムを持つことはできませんでしょうか。

また、中学校では、職業体験、職場体験ということが始まるそうですが、1日や2日ではなく、5日間の体験と聞き、非常にすばらしいことと思います。5日間の体験となると、体験する側も受け入れる側もお客様感覚ではなく、真剣に毎日の業務を考え、計画を立てなければなりません。では、市の中学校では、どんな職業体験を計画してみえるのでしょうか。また、そのような地域のいろいろな人と交わるような教育を小学校にも広げていくのはどうでしょうか。

以上でございます。あとは席で質問させていただきます。

### ○教育長（青木萬生君）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、朝の読書についての御質問でございますが、朝の読書につきましては、子供たちの活字離れなどが懸念された中、10数年になろうかと思いますが、前に千葉県の高校が取り組み、その成果がとてもあったということで、あつという間に全国にこの運動は広まって現在に至っております。

そうした中で、平成18年度の文部科学省の調査では、読書の頻度には無関係に、全国の小学校でこの朝の読書は、調べてみますと9割を超え、中学校では8割弱が実施しており、朝、授業前の10分間の読書が非常に多いようです。

この朝読書は、みんな一斉に行うところが原則で、一日の朝の立ち上がりが教室の静寂の雰囲気の中で、児童・生徒の心が落ちついた状態で、そして、その状態のまま授業へ移れるということが利点とされております。議員もおっしゃいました。そして、何よりも子供たちの活字離れを防ぎ、本に親しむ生活習慣を身につけさせることだけでなく、知識を豊富にさせ、さらには本の魅力、その本の力により子供たちの心が豊かに育つところに大きな教育的な意味があるものと思っております。

本市の管内の18の小・中学校でも、頻度等に多少の違いがあるものの、全小・中学校が以前から継続してこの朝読書に取り組んでおります。多くの学校が、全校朝礼、これは月曜日にあるわけでございますので、月曜日を除き、火曜から金曜日に毎朝10分間の読書タイムを設けております。

さらに地域の方や保護者による読み聞かせを定期的に行っている学校もありまして、心の豊かさの育成だけでなく、今日話題ともなっております学力問題において、すべての教科の基礎をなしております国語力の向上の一翼も大いに担っているところでございます。また、御支援をいただきたいと思います。

二つ目でございますが、中学校の職業体験は今どのようになされているかという御質問でございますが、御存じのように、近年、若者のニートの増加などが社会問題とされ、クローズアップされております。若者が学校から職場へとどのようにして円滑に移行しているかが大きな問題となってきました。特に学校段階から働くことに触れ、職業意識をはぐくむ、いわゆるキャリア教育の必要性が高まっております。

そこで、大人へと心身ともに大きく成長する中学生の時期に、社会の成り立ちについての理解や働くことの意義、責任感、そして基本的なあいさつ、言葉遣いの大切さなど、しっかりと身につけることを目的に、職場体験学習が実施されております。

市内の6中学校では、この職場体験学習に以前から取り組んでまいりましたが、折しも本年度から、県の事業でございます「あいち・出会いと体験の道場」推進事業に全校が参加することになりました。すべての中学2年生が3日間程度、実際には3日間から5日間ぐらいということになっているわけでございますが、職場体験を学習します。また、職場体験当日だけでなく、事前学習として調べ学習やマナーの学習を、事後学習としてお礼の手紙を書くことや体験発表会などを実施しております。なお、これらはすべての学習が総合的な学習の時間の中で行われています。

もう一つ、質問の中で、どんな職業体験をというような御質問もあったようでございますが、昨年度でございますとヨシヅヤさんやら、それから福祉施設へ行かまして、お年寄りとお話をしたり、肩をもんであげたり、車いすを押してあげたり、それから農業体験学習とか、そのほか図書館等の体験とか、いろいろでございます。学校がこれを全体で、最初の段階ではどんなことを体験したいかということは学校側はそれぞれの子供から聞き取りをするわけでございますが、そうしますと、電話のかけ方、言葉遣い等事前指導を行い、生徒たちが自分で事業所へ電話をかけ、そして申し込むということから、事前指導、それから体験、それから事後指導というような経緯でこの事業が進められているのが現状でございます。以上です。

#### ○1番（前田芙美子君）

ありがとうございました。

読書タイムについては、月曜日を除いて、火曜日から金曜日まで毎朝10分やっていらっしゃるということで、私は週に2回ぐらいかなと思っていたもんですから、毎日各学校でやってみえるということをお聞きして、とてもうれしく思います。漫画以外の本ですよ。それを1日10分で読み終えるわけじゃないので、やはり毎日毎日続けることがとてもうれしく思います。

それから、中学の職業体験ですが、今、子供たちの方から希望を出すということでしたが、よその市の中学校をちょっと聞きましたら、県外へ出て宿泊して職業体験するところもあると聞きましたが、そういうことはございませんか。

#### ○教育長（青木萬生君）

職場体験という中へは組み入れていないわけですが、先ほど申しました職場体験とはちょっと違いまして、修学旅行と言っている期間を利用しながら、実際に農村地帯で体験学習をするとか、そういうような体験の方法もとっているところもあるように思いますが、本市ではそのようなことは現在は行われておりません。

#### ○1番（前田芙美子君）

あともう一つ、小学校では、地域の人々と交わるというような、何かありますでしょうか。

#### ○教育長（青木萬生君）

実際それぞれの学校でその持ち方はいろいろ違うんですが、いろんな行事等に地域の方をお

招きするというようなことやら、それから、これは地域全体ではございませんが、2分の1成人式と、旧佐屋町が始められた心の教育も含めてなんです、こういうような行事等にも地域の代表の方等がお見えになって、そうした中で事業が進められているというようなことはございますが、議員おっしゃいましたように、これからそういうことも、いろんな行事の中で、学校の中だけじゃなくて、地域を含めて、これから進めていく必要があるんじゃないかと、かように思っております。

○1番（前田美美子君）

どうもありがとうございました。

子供たちにいろんな地域の人たちと交わって豊かな子供時代を送ってほしいと願っております。また、各小学校の校長先生が独自の考えで、自分の小学校独自のいろんな行事をやっているところがあると思いますので、各学校の校長先生の方にもそのような意見を伝えてくださいますようによろしく申し上げます。これで終わります。

○議長（佐藤 勇君）

これで1番議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩をとらせていただきます。再開は2時35分でございます。お願いします。

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（佐藤 勇君）

再開させていただきます。

次に、通告順位6番の6番・榎本雅夫議員の質問を許します。

○6番（榎本雅夫君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、EMを活用し河川・水路の浄化をと、地震・防災対策の取り組みについての2項目について、順次質問させていただきます。

1項目めの、EMを活用した河川・水路の浄化についての提案質問は、旧佐屋町のときにもいたしました、再度させていただきます。

市内の河川・水路は、生活雑排水により、きれいであったはずの川や排水路はヘドロがたまり、夏になれば蚊の発生場所になるばかりか、悪臭を放っている状態です。ヘドロをしゅんせつするにしてもかなり多くの予算が必要になります。そこで、EM菌を活用して水質浄化をしようかと考えます。御承知のように、EMは、1982年に沖縄の琉球大学の比嘉照夫教授によって開発されました。EMとは、有用微生物群の英語名でエレクトィブ・マイクロオーガニズムの頭文字から取ってつけられた造語で、すべて安全で有用な微生物を80余種共生させた善玉菌の塊であり、乳酸菌、酵母菌、放射菌、糸状菌、光合成菌等の主な微生物がこの中に含まれております。EMは、物を酸化させない、腐らせないという作用を持つ抗酸化物質をつくり出すとともに、有害物質等を抑える働きを持っており、活用として、農業、工業、建築、医療などの分野にも広く利用され、また環境、水質浄化推進のために、行政がEMを培養して配布する例もふえております。現在、市民の方が佐屋地区内の水路で今年の9月からボランティア

で定期的に約1ヵ月に一度EM菌活性液を2トン投入して、昔のように魚がおるような、きれいにしたいとの思いで現在取り組んでおられます。私も時々見に行っておりますが、ヘドロで真っ黒だった底がかなりきれいになっております。

そこで質問をいたします。

1点目として、このように水路の浄化に取り組んでいるところを支援してはどうか。2点目としまして、本市でも、行政として取り組んではどうか、お伺いいたします。

次に、地震・防災対策の取り組みについて質問いたします。

阪神・淡路大地震からことしで12年を経過いたしました。その後、2004年10月に新潟中越地震、2005年3月には福岡県西方沖地震、8月に宮城県沖地震が、また本年3月に能登半島地震が、そして4月15日に三重県亀山市でも震度5強の地震が発生し、各地で強い地震が発生しております。日本の真ん中を直撃するかもしれない首都直下型地震や東海地震、東南海地震、東海・東南海地震、これもいつ起きるか、近い将来の発生が予想されております。地震調査研究推進本部によりますと、愛知県の主な被害想定では、東海地震の建物倒壊予想は1万3,000棟、火災は2,400棟、人的被害は1万3,270人、また東南海地震は6万2,000棟、火災で1万5,000棟、人的被害は4万8,300人、東海・東南海地震で10万棟、火災で4万9,000棟、人的被害は6万8,400人という大きな数字の被害が予測されております。

愛西市も地域防災計画に記載されておりますけれども、建物関係の被害予測は、揺れ、液状化による被害は、東海地震で、市内建物の総棟数約3万1,600万棟のうち全壊棟数約390棟、東南海で890棟、東海・東南海で2,580棟と、東南海地震をかなり上回る被害の発生が予測されております。

このような中、愛西市としても愛西市地域防災計画を立て、地域の防災力の育成・強化や、公共交通機関が停止した場合に徒歩で帰宅する方を案内する徒歩帰宅支援マップなど、行政としての防災対応の強化に努めていることは承知しております。

そこで、本市の防災対策の取り組みについてお伺いいたします。

1点目は、小・中学校の耐震化への取り組みについてですが、公立学校施設は、地震等の非常災害時に児童・生徒の生命を守るとともに、地域住民の緊急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保が不可欠であります。文部科学省がことし3月29日発表した公立学校施設の耐震改修状況調査によりますと、各都道府県における耐震診断実施率は小・中学校で約8割であります。また、国は、平成18年度補正予算で公立学校施設の耐震化のため2,806億円が計上されました。これは、2006年の学校の耐震化のために組まれた本予算1,137億円の2倍以上の額であります。このような中、本市の取り組みについてお伺いします。

2点目は、避難所となる公共施設の整備状況についてであります。本市は第1次避難所が7ヵ所、第2次避難所が47ヵ所あります。公共施設の多くは不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震・災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められている施設があります。例えば、先ほど言いましたけれども、小・中学校の体育館や校舎が避難所として指定されているわけですが、それが避難所としての機能を発揮するかが問題です。耐震補強はど



うなっているのか、本市の避難所の整備状況についてお伺いします。

3点目は、避難所の標識についてであります。

今年度予算に 453万円、54ヵ所計上されておりますが、設置する場所、地区別に、またいづごろまでに設置するかについてお伺いします。

4点目は、木造住宅耐震診断と耐震改修費補助事業についてお聞きします。

大規模な地震に見舞われたとき、被害を最も最小限に抑える減災の取り組みの中で最も有効な対策が、住宅や建物、建築物の倒壊を防ぐ耐震化であります。阪神・淡路大地震における 6,434人の犠牲者のうち、地震による直接的な死者は 5,502人、さらにその約 9割に当たる 4,831人が住宅や建築物の倒壊による圧死と言われております。この教訓を踏まえ、建築物の耐震化を進めるために、95年に耐震改修促進法が制定され、その後また改正されたわけでありませう。この大地震で、旧耐震基準により建築された住宅の64%が大きな被害を受けており、昭和56年5月31日以前の木造住宅の耐震化が重要であります。本市での耐震診断と改修費補助の現状についてお伺いします。

5点目は、災害備品の現状と住民への周知についてお尋ねします。

災害用備蓄物資について、主な食糧と飲料水など水の確保は、市として備蓄状況は足りているのか、足りていないのでしょうか。また、保管場所についてもお伺いします。

避難所などたくさん人が集まる場合、水のほかに考えなければならないのはトイレです。備蓄されている組み立て式トイレの和式、洋式の割合はどうでしょうか。それから、市は何をどのくらい備蓄しているのか、市民に周知しているのか、お伺いします。

6点目は、災害時要援護者登録制度についてであります。

これは、平成17年6月議会に提案質問いたしました。答弁では、先進地なども参考にしながら検討するとのことでしたが、その後どうなったのか、お伺いいたします。当時の議事録を見ますと、災害弱者と言われる方、ひとり暮らしの老人 872人、65歳以上の高齢者世帯が 1,238世帯、寝たきりの老人の方が 210人、重度障害者の方が 1,614人おられました。これらの方々のリストは、個人情報に関係するもので難しい制約があるとのことでありました。以前にも言いましたけれども、災害から身を守るための行動にハンディキャップを持っている方に対する支援が迅速に、かつ円滑に行われるよう、災害時要援護者への支援体制を確立し、要援護者に係る情報の伝達や安否確認、避難所誘導等を整備していく必要があると思っております。すべての住民が住みなれた地域内で安心して生活できる環境を整えるためにも、災害時要援護者登録制度を実施してはと考へます。また、地震対策で、災害時要援護者支援として、ひとり暮らしの高齢者、また高齢者世帯や高齢者の方のところに、家具転倒防止器具の取り付けを支援してはどうか。蒲郡市内では、対象者、75歳以上の老夫婦、身体障害者認定1・2級の在宅者と生活をともにしている世帯に無料で取り付け設置しております。

最後、7点目ですけれども、自主防災組織の現状と今後の取り組みについて。

3月現在、市内で 160の防災組織が結成されていると伺いました。自主防災組織の設立と訓練などの活動に 870万の補助金が本年度予算計上されております。自主防災組織の現状と今後

の取り組みについて、お伺いします。

私の住んでいる地域では年に二、三回ぐらい防災訓練を行っております。今年も1回ホースをつなぎ放水したり、バケツリレーをした、また消火器を使った訓練をしました。また、今月17日の日曜日に消防署の職員に来ていただいて防災訓練を行います。今までどれだけの組織が防災訓練を行ったのか、お聞きします。

また、消火器補助についてお伺いします。隣の弥富市では、消火器購入に必要な費用の一部を補助しております。内容は、3型から20型以下の形式に分けて1,000円から3,000円を補助しております。本市でもこのような支援をしてはどうか、お伺いします。

以上で壇上にての質問を終わります。あとは自席からお尋ねしますので、よろしくお願ひします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは最初に、EMを活用し、河川・水路の浄化をという御質問でございます。

先ほど議員おっしゃっていただいたように、このようなことに取り組んでおみえになります市民団体の方が、昨年9月からEM活性液を放流して、河川浄化に取り組んでおみえになるようでございます。この取り組みには、私ども愛西市としましても、事前にヘドロの堆積状況の調査ですとか、EM菌の放流時の立ち会い、そして水質の調査など、協力できることは協力しております。また、これも議員、先ほどもおっしゃっていただきましたように、このEMにつきましても放流後すぐに結果が出る事業でもございませんので、今後できることは協力をさせていただきます、こうした方の事業を続けていただきたいと考えております。

そして、2点目の御質問の、本市でも行政として取り組んではどうかという御質問でございますが、この事業は、いろいろなところでお聞きをいたしますと、ボランティアの手で行われておるようでございます。お隣の稲沢市でも小学校の児童さんの手で行われておるということもお聞きをいたしております。また、以前、愛西市におきましても、佐屋小学校において実施をされたということもお聞きをいたしております。各家庭でペットボトルにEM菌を培養させ、それを持ち寄って川に流しております。他の市でも、市民団体ボランティアの方がEM菌を培養し、川に流してみえます。今後協力できることは愛西市としても協力をし、市民の皆さん方が中心になって進めていただけたらというふうに考えております。以上でございます。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

小・中学校の耐震化への取り組みということでお答えをさせていただきますけれど、愛西市の小・中学校におきます耐震診断におきましては、17年度をもって終了いたしております。耐震化事業につきましても、早期に学校施設の耐震性能の向上を図る上から、また事業量、並びに事業費とも増大でありますので、事業量等を平準化して、必要度の高いものから順次整備を進める必要があると考え、耐震化整備基本方針及び耐震化計画を策定いたしております。

学校施設におきましては、児童・生徒の学習、生活の場として、豊かな人間性をはぐくむための教育環境として重要な意義を持っております。また、災害時には地域の方々の応急避難場

所としての役割も果たしております。現在、市内19校の小・中学校で、体育館も含めると92棟ございます。そのうち43棟におきましては、昭和57年以降の建物であったり、合併前に補強工事が施工されたりしております、改修の必要はありません。合併後に補強工事が施工された建物が22棟です。よって、耐震化率70.7%になります。これはあくまで棟数での率でございます。

今後の補強工事についてのお尋ねでございますけれど、額といたしましては12億9,900万円ほどを見込んでおりました、いずれにしても多額の予算が必要であります。完了予定年次といたしましては、22年度までには完了したいと、このように考えておる次第でございます。よろしく申し上げます。

### ○総務部長（中野正三君）

それでは、公共施設、避難所の耐震の関係から申し上げます。

所管所管で申し上げますので、多少御質問と順序が入れかわるかと思いますが、よろしく願いいたします。

私どもの総務の方からは、避難所54カ所ございます。このうち3カ所が高校等の県の施設ということでお願いをしております。

54カ所の避難所の中で19施設が56年以前の建物でございます、このうち13施設においてはもう既に耐震改修済み、また耐震改修の計画があるという状況下でございます。あと、改修予定のない施設につきましては、現在、私ども総務の方が把握しておりますのは、保育園3施設と永和地区公民館、それから佐織体育館、そして20年で県の方が撤退をしたいと言っている永和荘、この6施設は承知しております。

そして、避難所の標識でございますが、今年度この予算はお願いをしております。標識事態が古くなったところもありますし、マーク自体、今、緑色の十字のマークがあると思いますが、そのマークではなくて、今、人が駆けるようなマークに変わってきておりますので、今回お願いをしたいと。先般も話がございましたように、外国語表記もあわせて、ここの中で考えていきたいということは思っております。

地区別には、避難所の数、佐屋が24カ所、立田が10カ所、八開が5カ所、佐織が15カ所の54カ所を補助金、フレンドシップ事業の継承交付金の中でやっていきたい。そのために、私どもとしては、9月以降のところ、年度内はもちろんでございますけど、早い時期にすべての工事を終えたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、防災備品の備蓄状況でございますが、これは議員にもお渡しをしております防災計画の資料編の中で相当細かいものがございますので、この場でそれぞれの施設の数は省かせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

この備蓄の中で、乾パンやサバイバルフーズやアルファ米などの食糧とか、毛布、ろうそくとか、炊飯器というようなものを各施設に分散して保管をさせていただいております。保管場所につきましては、市内の各施設45施設に37資器材が分散をしております。

今現在、私どもが持っている非常食は9万3,000食ほどでございますが、人口換算しますと、

6万7,000でいきますと1.4回分ぐらいしかございません。防災計画上におきますと、東海地震とか、東南海地震の場合において1万6,200人となっております。私どもは1万6,200食の2回分、そして3日間で9万7,200食を目標としておるわけでございます。また、飲料水の備蓄についても、500ミリリットルを6,000本持っており、お一方1本にも満たしていませんが、給水タンクや、それからポリの水が入る袋も用意しておりますし、そういう中でお願いをしたいと思っています。ただ、私ども、広報とか防災マップ等でお願いをしてございますのは、お一人3日分の非常食と1日1リットルと言われる水の確保、これは常におんをしようございませし、今後もおんをしよう予定をしようございませ。

そして、組み立て式のトイレでございませが、現在25基準備をしようしております。このうち1基だけが和式で、あとすべて洋式でございませ。今後の整備はすべて洋式にしてまいりたいというこでお願いをしようと思ひませ。

それから、自主防災会につきましては、私ども、今161組織を組織いただいたというふうに思ひませし、残りは大体30組織ぐらいではないかというふうに思ひませ。そういうこで、設立補助金も240万計上をさせよういただひませ。

また、自主防災会の訓練につきましても、議員がおっしゃいましたように、それぞれの地区で初期消火訓練や人工呼吸とか、応急手当とか、それぞれ消防職員の協力を得てやっておるわけございませけど、18年度では111団体、大体6割ほどの団体が御実施をいただいたというふうに思ひませ。

そして、19年度におきまして、6割ほどではまだと私どもも常に思ひませるので、すべての自主防災会、現在でいくと161の団体の方々について自主防災会の訓練の申請書を一斉に送らせよういただひませ。その反応はまだ出てきていない部分もありますけど、今後ともお願いをしよういきたいというふうには思ひませ。

そして、消火器の購入についての補助、弥富市さんがおやりになっていることは承知はしようませけど、いろんな資器材等のこ、他のこもございませ。現時点で消火器をということは考へようませないので、よろしくおんをいませ。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、地震・防災対策の取り組みのうちの木造住宅の耐震診断、耐震改修についてのお尋ねについて、お答えをさせよういただきます。

この木造耐震診断につきましては、昭和56年5月31日以前に着工されました民間の木造住宅につきまして無料耐震診断を実施いたひませ。その状況でございませが、17年度110棟、18年度100棟、19年度は100棟の予算計上をさせよういただひませ。

それで、木造住宅の耐震改修費補助につきましては、これも昭和56年5月31日以前に着工された民間の木造住宅において、市が実施する無料耐震診断及び財団法人愛知県住宅建築センターが実施する住宅耐震診断を受けた建物につきましては、市が実施する無料耐震診断につきまして判定値が1.0未満と診断をされた住宅を、判定値1.0以上、それから財団法人愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震診断につきましては80点未満と診断された住宅を、判定

値 1.0以上という形で耐震改修されました工事について、80万円を上限に補助をするものでございます。

この実施状況でございますが、17年度は7棟、18年度も同じく7棟でございました。19年度につきましては10棟分の予算計上をお願いいたしてございます。よろしく願いをいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、災害時要援護者登録制度についてお答えをさせていただきます。

17年6月に御提案をいただきましたわけでございますが、ひとり暮らし高齢者、並びに高齢者世帯につきましては、平成18年度より全市域で毎年民生委員さんに御協力いただいて調査を実施しておりますが、その中におきまして、災害に備えて事前に関係機関、団体に情報を開示し、安否確認などに活用されることにつきましていかがでしょうかということをお尋ねして、一部の方を除き、同意を得ているような状況でございます。

また、今後は障害者の方々への拡大、それから関係機関、自主防災、そういった機関への情報の提供のあり方など、順次進めていきたいというふうを考えております。

それから、家具転倒防止の助成でございますが、蒲郡さんがやってみえるということで御提案をいただきました。近隣では一宮市さん、稲沢市さんが実施されておられまして、ただちょっと方式が異なっておりまして、金具代は自己負担で、取り付け費を助成する方法と、それから金具代の2分の1、限度額5,000円といった形で補助するといったところ、2種類あるわけでございますが、私どもといたしましては、先ほどからいろいろ御答弁申し上げておりますように、災害備品等の備蓄ですとか、自主防災の結成等、そういった広域的に市全域に及ぶようなことに対して、今、力点を置いておりまして、個人で対応していただけることが可能な部分については自助努力をお願いをできないか、そんなことを考えておるところでございます。以上でございます。

#### ○6番（榎本雅夫君）

答弁ありがとうございます。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

初めに、EMでの河川浄化ですけれども、答弁についても、今、部長の方からも他市の事例を紹介していただきましたが、私も以前に稲沢の西小学校へ行きまして、当時校長、教頭先生に会いまして、三宅川で水質浄化に取り組んでいる話も聞き、実際培養されているところも見てきたんですが、また、今、各自治体でやっています。三重県の阿瀬知川というところも、市民ボランティアによってEM活性菌を放流して、悪臭がなくなるくらい水がきれいになったといった効果も出ています。隣の弥富市でも市民の団体の方が水路に流してやっています、私も先日も見てきましたが、かなり底の方がきれいになっているという状態でもあります。

そういった中で、合併して、なおかつまだやっているところもありまして、千葉県のアノ市というところは、ここも合併しまして南房総市という市になったんですが、先日も環境保全課に電話しまして聞きましたら、まだ継続してやっているということでありました。

今、部長の方からの答弁で、今後も協力できるところは協力していただけるという話であり

ますけれども、私も何回も現場に行っていて見るんですけども、投入する人数はおるんですが、活性液を培養するのにかなり経費がかかるわけですね。活性液をつくるのに補助はできないでしょうか、お伺いします。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

費用面についても、確かに10リッターほどで2万円ほどいたしますでしょうか。そんなようにも伺っておりますので、費用に関しましては、少し勉強させていただきたいと思えます。

**○6番（榎本雅夫君）**

今、部長の答弁がありましたけれども、本当に市民の方が水質浄化、先ほど冒頭でも言いましたけれども、何とか昔のきれいなふうにしたいという思いで一生懸命取り組んでおられますので、行政の方からもまた支援を要望いたします。

次に、地震・防災についてお尋ねします。

文部科学省の調査によりますと、全国の公立小・中学校の校舎や体育館12万9,559棟のうち、4月1日時点で震度6強の地震に耐えられる現行の耐震基準を満たしていない建物は全体の34.8%の4万5,041棟あると、先日、中日新聞に掲載されておりました。

先ほど、教育部長の方からも答弁がありましたけれども、耐震診断はしていると。今後、耐震化の計画については策定しているということでもありますので、やはりこれも予算がかかりますけれども、できるだけ早く進めていただくよう要望いたします。

それから、避難所の整備状況については、いろいろる説明がありました。その中で、総務部長は三つの保育園と永和地区の公民館、佐織体育館は改修予定がないということをおっしゃいましたが、その理由を聞くのと、もう1点、公共施設の耐震診断を、公表できる範囲で広報とか、そういったもので知らせるといことはできないか、その2点お伺いします。

**○総務部長（中野正三君）**

今、保育園3園、そして永和公民館と佐織体育館という形は申し上げました。ただ、それぞれの各所管の事情等があるかと思えますけど、私どもとして、踏み込んだところまでは伺ってはおりません。

確かに耐震診断、公共施設のところでそれぞれ診断したもので引き継いでいる部分と、全くやっていなくて、引き継いでいる部分とあります。その辺の公表ということにつきまして、また内部で詰めさせていただきたいというふうに存じます。

**○6番（榎本雅夫君）**

それから、避難所の整備もあれですが、バリアフリーについては、今後またやっていただくよう要望をいたします。

先ほど、非常食の備品の周知について、非常食については各人で用意してほしいということで、市の広報なんかで周知しているということではありますが、先ほど言いました37資器材ですか、そういったものを、よく聞かれるんですけども、愛西市にどんなものが幾つ保管されているのか、聞かれることが何回もありますので、そういったのも周知はできないか、お伺いします。

**○総務部長（中野正三君）**

確かに個々まではあれかと思えますけど、個々の施設にこんなものという、載せ方につきましては、改めてまた内部で検討させていただきたいと思えますけど、先ほど私のお答えさせていただいた自分の食糧、水というものは、あくまで最低限は確保してほしいということは引き続いてやっていきたいと思っておりますし、それに合わせて、今の御指摘のことにも踏み込んでいきたいというふうに考えます。

**○6番（榎本雅夫君）**

次に、災害時要援護者登録制度について、今、部長の方から、一部の方を除いて順次実施していきたいとの答弁でありましたので、またよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、家具転倒防止器具については難しいということではありますが、先ほど蒲郡の方の事例は、両方が無料、さっき部長もいろんな話をされましたが、安城市は、器具は実費で、取り付けはシルバーの方が無料で設置していると。対象は65歳未満の人がいる世帯なんですね。そういったように、両方無料じゃなくて、器具は実費としてもらって、対象は障害者の方とか、ひとり暮らしの人とか、取り付けできない方についてはどうでしょうか、お伺ひします。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

私もいろいろ聞いてみますと、市なり町なりがシルバーさんをお願いして取りつけているというところもあるようですので、私もシルバー人材センターに確認をいたしました。過去にもL字金具を取りつけたりとか、そういった依頼をされて、取りつけた例があるようでして、そういった依頼があれば私の方でもやりますよというふうなことを言っていただきました。ただし、今は助成制度がありませんので、金具等の実費と、それから会員さんの報酬といいますが、そういった部分はお支払いをいただかないかんわけですけれども、当市のシルバーでも対応していくということは言うておりますので、そういったところを活用いただいて、お願いできることであれば自助努力でお願いしたいというふうに思っております。

**○6番（榎本雅夫君）**

何とか今後、高齢者、ひとり暮らしの方、また障害者の方もなかなか大変です。市の方で取り組んでいただきたいことを要望します。

最後に、要望して終わりますけれども、自主防災でありますけれども、やはり自分たちの地域は自分たちの力で守ると。このことは大事だと考えます。しかし、行政のサポートがあって初めて地域で力が出せると思えますので、より機能する自主防災組織なりを指導されることを要望して、終わります。ありがとうございました。

**○議長（佐藤 勇君）**

これで、6番議員・榎本雅夫君の質問を終わります。

次に、通告順位7番の14番・小沢照子議員の質問を許します。

**○14番（小沢照子君）**

議長よりお許しをいただきましたので、学校教育の充実についてと安全・安心の道路行政についてを通告に基づきまして質問をさせていただきます。

最初に、学校教育の充実についてで、1点目といたしまして、特別支援教育支援員の拡充についてでございます。

特別支援教育は、昨年6月、学校教育法の改正で、小・中学校に在籍する教育上特別の支援を必要とする障害のある児童・生徒に対して、障害による困難を克服するための教育、いわゆる特別支援教育を行うことが法律上明確に位置づけられました。法改正により、従来の特殊教育で対象としていた盲・聾・知的障害などに加え、学習障害や注意欠陥多動性障害、また自閉症などの発達障害も特別支援教育の対象となり、教育関係者の高い評価と対象者周辺の期待が高まっております。

平成14年度の文部科学省の調査によりますと、全国の小・中学校の児童・生徒の約6.3%の割合で発達障害の子供が存在する可能性があり、いじめの一因にもなっているという指摘もあり、その対応が喫緊の課題となっております。本市の対象児童・生徒はどのような状況でしょうか、お尋ねをいたします。

そして、特別支援教育において、特に重要な人的体制の整備で、小・中学校に特別支援教育支援員を配置するための地方財政措置が本年、平成19年度から新たに創設され、来年、20年度までの2年間でおおむね全小・中学校に配置される予定になっております。本市の対応をお伺いいたします。

2点目といたしまして、学校図書整備についてでございます。

昨今、子供の活字離れが問題視されておりますが、御承知のように新たな学校図書館図書整備計画として、本年、平成19年度から23年度までの5年間で学校図書館図書標準の達成を目指す地方財政措置が決まりました。昨年4月発表の学校図書館の現状に関する調査によりますと、学校図書館標準を達成しているのは、全国で小学校では37.8%、中学校では32.4%という数値が出ております。本市の小・中学校の現状をお伺いいたします。また、今後5年間の対応についてもお尋ねをいたします。

3点目に、小学校における英語教育の推進についてで、小学校の英語活動についてお伺いいたします。

諸外国では、韓国が1997年に小学校での英語を必修化し、中国は2001年以降必修化を都市部から段階的に導入、またフランスやドイツなども同様で、小学校英語は既に多くの国で定着している状況のようでございます。

我が国では、平成17年度に文科省が行った小学校英語活動実施状況調査によりますと、各学校の取り組みに濃淡はあるものの、既に9割の公立小学校が、総合的な学習の時間などを活用し英語活動が実施されているということで、本市におきましても、平成17年度、18年度、19年度と毎年約1,038万6,000円の予算で実施されております。

そこで、愛西市小学校英語活動はどのような指針のもとで実施されているのか。そしてまた、その活動の内容と、指導者、児童、保護者の感想等をお聞かせください。

次に、安全・安心の道路行政についてお尋ねいたします。

愛西市内には、市道、県道、国道等が走っていますが、通行しておりますと、道路上の飛び



出た標識やガードレール、また横断歩道や車道と歩道分離の白線などが消えかかっているのが見受けられます。そうした危険箇所の点検や改善はどのように行われているのか、お尋ねをいたします。

以上、御答弁よろしくお願いたします。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

まず最初に、1点目の学童支援教育支援員に対します本市の対象児童等の状況について、お答えをさせていただきます。

特別支援教育は、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた社会的な取り組みを支援するという視点に立ちまして、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握しまして、その持てる力を高めて、生活や学習の困難を改善、または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであると認識をいたしております。

本市におきましては、現在、16の小・中学校におきまして、21クラスの特別支援学級が設けられております。障害の区分の内訳といたしましては、知的障害が14学級、情緒障害は5学級、肢体不自由、弱視がそれぞれ1学級ずつございます。児童・生徒は、小学校で16学級に対して46名、中学校は5学級で21名がそれぞれ在籍をいたしております。

今般の法改正によりまして、各学校の特別支援教育が一層推進されますように、校内の委員会の設置など、全校的な支援体制を確立いたしまして、障害のあります児童・生徒の実態把握や支援方策の検討などを行うようにしておるところでございます。

通常学級に在籍してみえます自閉症等の障害を抱えた児童・生徒への学習及び生活指導上の支援といたしましては、現在、草平小学校におきまして、心の広場の通級指導教室が18年度から行われております。市内のほかの学校からの児童・生徒を受け入れ、通級指導を行ったりして、また特別教育担当の先生が直接当該校へ出向く巡回指導として支援を行っております。

そのほかには、県立の特別支援学校の先生で構成をいたします専門家チームによります巡回指導も、管内の四つの小学校、佐屋小学校、永和小学校、草平小学校、西川端小学校で実施をいたしております。

また、障害を持ちながら、特別支援学級籍ではない児童への教育的支援として、本市独自のスクールサポート制度を運用しております。市内小学校の難聴児童への要約筆記サポートチームや全盲児童への市雇用の支援員のサポートもしております。今後も引き続きまして、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な指導や支援を進め、学校教育のさらなる充実を図っていきたいと考えております。

2点目の、学校図書の関係でございますけれど、本市の現状と対応はということについてお答えをさせていただきます。

子供たちの活字離れを防ぎ、読書に親しむ習慣を身につけさせ、豊かな心の育成、いつでも手の届くところに本がという読書環境の整備等のため、今年度より国は新学校図書館図書整備5ヵ年計画を進めております。これは5ヵ年で1,000億円、年間200億円を交付税として地方財源措置していくという制度でございます。

本市の図書整備の状況でございますけれど、まず図書の蔵書数を御報告させていただきます。

福原分校を含めました13校のことし6月現在の蔵書数の合計は12万 1,469冊であります。これは、国が定めております標準蔵書数の10万 3,200冊を大きく上回っておりまして、充足率は117.7%でございます。中学校におきましては、充足率が96.6%とわずかながら不足しております。今後も引き続きまして図書整備を計画的に進めていく予定でございます。

愛西市の19年度におきます図書整備予算といたしましては、市内の小学校全体で 698万円、中学校全体で 417万 7,000円の予算措置をいただいております。これは、児童・生徒1人当たり換算しますと 1,750円ほどとなります。

今後も図書整備を充実させるとともに、授業におけます調べ学習等での図書利用や子供たちの本に親しむ生活習慣の定着など、心豊かな児童・生徒のさらなる育成を図っていきたくと考えております。

最後に、小学校の英語の関係についてお答えをさせていただきます。

経済社会のグローバル化がますます進展している中で、小学校におきます英語教育が全国的に取り組まれて、年々盛んになってきておることは議員が申されているとおりでございます。本市におきまして、合併当初から、市内すべての小学校にAETの講師を配置しまして、英語コミュニケーション活動に力を入れてきております。その目的といたしましては、生きた英語に触れさせることとともに、外国の文化や生活習慣を理解してもらって、国際理解教育の一助とすることです。決して中学校の英語教育の前倒しではないと思っております。

具体的には、総合的な学習の時間を中心といたしまして、担任教師とのTTで行われております。内容といたしましては、コミュニケーションを第一に考えまして、スピーキングやリスニングを中心に、ゲームや歌などを織りまぜながら進められております。

感想でございますけれど、小学校に問い合わせをいたしましたところ、児童のほとんどの子が英語活動の時間を楽しみにしておるというようなこと、また親御さんからの期待も大きく、また先生からの意見といたしましては、AET講師とともに授業実践していくことによりまして、自分自身も大変勉強になっておるというような感想が届いております。以上です。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、2点目の安全・安心の道路行政についてのお尋ねについて、お答えをさせていただきます。

議員も質問の趣旨の中で言っておみえでございますが、安全・安心ということは、議員おっしゃるとおり、まさに大事なことであるというふうに私どもも思っております。それで、建設課の方につきましては、現場を幾つか抱えておりますので、課の朝礼の中で、建設課長の方から、現場へ出る折、出張の折、いろいろな現場で発見したことについてはすぐ対応ができるような状況にしたいので、連絡調整を密にしていきたい。そういったことについて、気がついたことがあれば教え合うようお願いをしたいということを言っております。

また、議員御質問をされる前でございますが、立田庁舎の朝礼で、建設課長の当番でないときに、ある課長がこういうようなことを朝礼で皆の方に話をしてくれました。それは、自分

の所管の仕事であるなしにかかわらず、こういったことはふぐあいであるなあというようなことを思ったり気がついたりしたら、その担当する所管の方へ連絡をするようにしようではないかというようなことを朝礼のときに言ってくれまして、私、経済建設部を預かる者として、大変いいことを言ってくれたなあというふうに思いましたので、この場で御紹介方させていただきました。

市内66.6ないしは7平方キロという面積の広いところを、私どもの関係する部署の職員だけで気をつけるにいたしましても、やはり限界がございます。議員も質問の中でおっしゃっておみえでございますが、皆さん方の中からでもお気づきになるような点がございましたら、総合支所の方、また経済建設部の所管の方へお教え願えれば、何らかの対処の方法を私どもなりに工夫をさせていただいて、でき得る限りのことはさせていただきたいなあというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それで、点検の状況等についてもお尋ねでございますが、平成17年度については、ガードレールについて、ちょっと事件があったこともございまして、すべて市内の総点検をさせていただいた事例がございます。そのときの結果でございますが、6カ所にちょっとした破片がついておったということで、その危険を省くための処理をさせていただいております。これも一つの方法を講じたということで御答弁とさせていただきたいと思えます。

それから、消えかかった横断歩道等の白線についてもお尋ねでございますが、これの関係につきましても、議員も質問趣旨の中で言うとおみえのとおり、国道、県道、市道、それぞれ所管の管轄がございますし、同じ道路上に立っている標識につきましても、それぞれの部署が所管している標識等もございますので、すべてが経済建設部の建設課というわけではございませんが、先ほども申し上げましたように、お気づきの点がございましたら、私どもなり、総合支所の方なりにお教えをいただけると大変私どもとしてはうれしく思いますので、その辺もあわせてお願いを申し上げていきたいと思えます。お教えをいただきましたならば、その関係機関、各担当部署の方にお伝えをさせていただきまして、それが危険という判断を下すことができれば、何らかの対処策を講じるべく努力をさせていただきたいと思えますので、この辺も重ねて御答弁と兼ねて、お願いを申し上げさせていただきます。よろしく願いをいたします。

#### ○14番（小沢照子君）

御答弁ありがとうございました。

それでは、最初から再質問させていただきます。

最初、特別支援教育支援員の拡充についてでございます。

先ほどの御答弁によりますと、実態把握をこれから行う旨の御答弁もございました。知的、情緒、肢体については数字的にお話もあったわけでございますが、この制度の導入は、19年度、本年度始まっておりますけれども、掌握はまだなされていないのでしょうか。

それから、それにつきましても、特別支援教育コーディネーターの指名とか、校内支援委員会の設置等はどのようになっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

このコーディネーターの指名等におきましては、各学校において現在進められておるということで聞いておりました、指名においては、校長が行っておるということで理解をいたしております。

**○14番（小沢照子君）**

校長先生が指名なされているわけですね。支援員さんは各学校にお見えになりますか、確認をいたします。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

私の方からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いします。

コーディネーターについては、法のところで定められておりますように、先ほど部長が言いますように学校の方で指名をすることになっております。ただ、だれが、今、学校の先生の中でコーディネーターとなっているのか、私ども、まだ確認をしていない状況でございますので、おわびを申し上げます。以上でございます。

**○14番（小沢照子君）**

校内支援委員会の設置も今伺っているのですが、いかがですか。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

校内の支援委員会につきましては、従来から就学指導委員会というものを学校が持っております。それは校内の先生方でチームを組んでの就学指導委員会というものであります。そういったものの中で、障害者、もしくは問題のある子も含めましてですけれども、そういった中で会議を持っておりますので、そういったものをかえて、その委員会としているところであります。

**○14番（小沢照子君）**

私は今ここに西川端小学校の職員室便り「かけはし」というものを持っております。これは、毎月、西川端学区全戸配付だと思うんですけども、毎月、私は楽しみにして読ませていただいておりますけれども、これは昨年、平成18年11月24日の日付になっておりますけれども、この中に特別支援教育を推進するための制度というのが記してあります。「平成18年6月、学校教育法の一部を改正する法律が成立しました」。これは校務の中村先生がお書きになっていることですが、この法の改正により、現在、盲・聾・養護学校は特別支援学校として在籍児童・生徒等の教育を行うほか、小・中学校等に在籍する発達障害のある児童・生徒の教育についても助言、または支援を行うよう努めることとなりました」。その次でございます。

「また、すべての小・中学校において、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を行うために、特別支援教育コーディネーターの指名と校内支援委員会の設置等が行われ、特別支援教育体制の確立が図られることとなりました」。私が先ほど申し上げたこともここに記してありますけれども、「平成14年度の文部科学省の調査では、通常の学級で、知的発達にはおくれはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示すと思われる児童・生徒の割合は全体の6.3%、つまり特別な教育的な支援を必要とする児童・生徒は30人に1人ないし2人いることとなります。この全国調査を機に各学校での対策が求められてきています。小

学校の時期に正しく支援しないと、将来引きこもりや家庭内暴力に発展する可能性もあると専門家は指摘しています」、このようにあります。

19年度からこの制度実施になっておりますけれども、昨年の11月24日にもう既に学校の先生はこれを把握しておられますけれども、今読み上げましたことのご感想をちょっとお伺いいたします。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

今、議員おっしゃいますように、特別支援教育に関する委員会の設置ということで、委員会は校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒主導、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭などのメンバーでその委員会を構成するというようになっております。先ほど私が申しました就学指導委員会もほとんど同じメンバーでございます。ただ、先ほど申しましたように、今年度、校長が指名すべきことになっておりますコーディネーター、この先生も含めてということになっておりますので、この先生が今指名はされているはずということで理解をしておるんですけども、まだ個人的にだれというところまで私ども把握をしておりますので、そのような答弁とさせていただきます。

**○14番（小沢照子君）**

ただいま、「はず」というお言葉がありましたけれども、それでは、まだこれは実施に移されていないということになりますね、現実に。

それと、先ほど御答弁の中に、三つの方法で現在通級指導が行われているという御答弁がございました。自校通級、あるいは他校通級、また巡回指導でございますが、現在はこれをもとに支援教育が行われているということでございますか。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

昨年度より草平小学校を拠点とした心の広場ということで通級指導教室を開設させていただきました。そこで、草平小学校の方の、まず自校の子供もございまして、草平小学校へ通ってきていただく市内の学校の生徒もお見えになります。また、先生の方が出かけていく対象の生徒さんもお見えになります。数字的に申し上げますと、通級指導教室に今通ってみえる児童・生徒数につきましては15名でございます。そのうち、今申しましたように、自校、いわゆる草平小学校のお子様は8名、巡回が5名、他校が2名といった状況に今なっております。以上でございます。

**○14番（小沢照子君）**

それでは、草平小学校での心の広場です。これは、昨年度から新しく始まった教室でございます。これで、今、15名ですね。先ほど、小学校46名という数字をお聞きしましたけれども、あの方ほどのような対応をなさっておられますか。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

今、議員おっしゃる46名という、私どもが説明をさせていただいたのは、特別支援学級、昨年度までは特殊学級と申しましたけれども、そちらに在籍している子供さんの数でございます。私が先ほど申しました通級指導教室は、議員おっしゃるように発達障害等々の障害をお持ちの

お子様が対象でございますけれども、在籍は普通学級でございます。特別支援学級と普通学級との違いがございますので、通級指導教室におきましては、普通学級のお子様に通うところでございます。逆に言いますと、特別支援学級のお子様は対象外ということでございますので、よろしく御理解をお願いします。

**○14番（小沢照子君）**

わかりました。

それでは、特別支援の46名は、もう一度確認しますけれども、今、支援教育はもうスタートしておるわけですか。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

議員おっしゃるのは、今の46名の児童・生徒さんのことだと思いますけれども、この方につきましては、先ほど申しましたように、従来の特級学級、今で言う特別支援学級でございますけれども、そこに在籍している児童・生徒さんですので、当然一人の教師がそれぞれの学校において、クラスごとに在籍している子を今指導しているところであります。

**○14番（小沢照子君）**

今、46人の児童・生徒と言われましたけれども、46人は小学生ですね。中学生が21人ですね。67名の対象の児童・生徒さんがおられるわけですが、本年4月から特別支援教育が本格実施となりまして、情緒障害学級と、あるいは自閉症学級との分離、また携わる教員の増員など人員の確保、また教科の教育における具体的な指導方法をカリキュラムとして位置づけてあるわけですが、そういうものはもうできておりますでしょうか。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

特別支援学級でございますので、議員御存じだと思いますけれども、それぞれ県の方から、特別支援学級を設置するときに、このクラスは情緒、それから肢体といった区別がされます。例えて申しますと、一つの学校に肢体の学級もあれば、情緒の学級もあって、二つの特別支援学級があるということもあります。そういったクラスごとに先生が1人ずつついておりますので、そういった中で、学習については指導をしているということでございます。

**○14番（小沢照子君）**

ですので、カリキュラム等きちんとできておりますかとお伺いしたわけですが、今、県の方のお話がありました。県の本年度の予算によりますと、特別支援教育指導員の設置、これ新規でございます。県内の三つの教育事務所に専門的な知識を有する教員OBを各1名指導員として配置するというので、市町村教育委員会への指導助言、小・中学校への支援、保護者への相談活動というふうにありますけれども、これは本市において対応されておりますでしょうか。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

今の支援員、人のことだと思いますけれども、これについては市独自では今現在設置されておられません。以上でございます。

**○14番（小沢照子君）**

市独自で設置されていないということでございますが、県の予算でございますので、障害の子供たちの支援に対しましては、学校と家庭、地域の相互の協力が必要でございますので、ぜひとも県の方に要望していただいて、取り組んでいただきたいと思います。

一般的にも、病気でいいますと、早期発見、早期治療というふうに言われております。私の個人的な経験からも、早期に適切な支援をすることによって障害による困難がかなり克服されるものと確信をいたしております。どうか迅速な対応をよろしく願います。ちょっと御答弁をお聞きしておきます。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

おっしゃるとおりでございますが、私の手元の資料にも、発達障害等の障害は、早期発見、早期支援が重要であることと書いてあります。そのように前向きに行きたいと思っております。

**○14番（小沢照子君）**

ありがとうございました。

次でございます。学校図書整備について、平成14年度から18年度までの5年間、本市合併が17年度でございますので、17年度、18年度になるかと思いますが、図書整備費のために毎年、国で130億円、総額650億円の地方交付税で措置されてきたということで、これが今年度で終了するという事で新たな制度ができたわけでございますが、この整備は進みましたでしょうか、17年、18年で。お伺いいたします。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

おっしゃるように、国の方では18年度までそういった予算措置がされ、今年度、19年度より、また5ヵ年計画において、単年200億円の措置をするということになっております。

私どもの現実の教育振興費における図書費につきましては、17年は合併前の各市町村の教育振興費を合計しまして、各消耗品、教材器具、図書費と三つに分けさせていただいて予算措置をさせていただきました。そうした中で、大規模校と小規模校との不均衡が見受けられたということの中で、18年度に検討いたしまして、従来の、先ほど申しました4町村の合計をした1人当たりの単価の総額に対して、25%を各学校の均等割といたしました。そして、残りを児童・生徒数割として、現在、19年度予算を編成させていただいております。ただ、その中で、先ほど申しました消耗品、それから教材器具、図書の中で、総額を崩さずに、それぞれの項目の移動は学校の裁量で認めてきました。そうした中で、実は先ほど全体の小学校の中で充足率は達しているという御答弁を申し上げましたけれども、ただ個々に見ますと、小学校でいいますと2校がまだ実は国基準に達しておりません。中学校で申しますと3校が達していない、こういった状況でありますので、私どもの方からも、予算にはそれぞれ限りがございますので、幾らでもというわけにはいきませんので、そういった学校裁量の中で図書整備費の方に充てるよう指導をしていきたいと思っております。以上でございます。

**○14番（小沢照子君）**

均等割25%ですが、一番多い額と一番少ない額、本当は全部お聞きしたいんですが、時間がございませんので、ちょっと教えていただきたいと思いますけど。

#### ○学校教育課長（山田喜久男君）

小学校で申し上げますと、均等割ですので各学校同じ数字になりますので、12万7,000円になります。児童・生徒1人当たりが1,040円となります。それで、学校の予算として一番大きなところはやはり大規模校になりまして、佐屋小学校で102万2,000円になります。また、一番少ないところでは、分校はちょっと除きますのでよろしく申し上げます。開治小学校で27万3,000円というような予算になっております。以上でございます。

#### ○14番（小沢照子君）

均等割プラス、小学校でいいますと1,040円掛けることの児童数でございますね。中学校では、均等割にプラス1,490円の生徒数、これが図書備品というふうに予算化されておられるわけですが、ただいまの御答弁で、やはり全額が本に充てられるわけではないわけでございますね。学校の裁量にお任せしてあると、そのような御答弁でございました。ですので、この予算が全額本の購入費に充てられるとは限らないということですね。

#### ○学校教育課長（山田喜久男君）

先ほど言いました3項目での流用は学校裁量でということでありましてけれども、ほとんどの学校を見ますと、図書費については、先ほどの計算の満額、もしくは教材器具から図書費へ持っていった学校、そういったのが見受けられまして、図書費を削ったという学校はあまりなかったと記憶しております。

#### ○14番（小沢照子君）

私が心配しておりますのは、今後5年間で学校図書館図書標準を達成しなきゃいけませんね。これで、蔵書の冊数のことになりますけれども、例えば、例で申し上げるんですが、今からもう約50年ほど前の昭和30年代の本もあると。先ほどくしくも教育長の方から、本の魅力、あるいは本に親しむ云々のお話でございましたけれども、要するに児童・生徒が読まなくなった本、そういうものも含まれて標準に達するようになっていないかという懸念が現実にあります。大体どういうまとめで冊数をカウントしておられるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○学校教育課長（山田喜久男君）

まず国が示します標準冊数というのは、クラスの数によって決まっております。それで、今おっしゃられたように、ほからなければ残っていくわけですが、本ですので。それぞれの学校、12クラス以上の学校につきましては司書教諭がおります。司書教諭の辞令を出すのは12クラス以上ですが、資格を持った先生というのはそれぞれの学校にお見えになります。そういった先生方が、やはり古い本からどんどん破棄をされていておりますので、余にも古い本、読めないような本というのはないと思っております。また、私ども、学校訪問で各学校へお伺いした折に、各クラスの後ろにも本があります。図書室ばかりではありません。各クラスの後ろの方にも、さきの読書タイムで使えるような本が置いてございます。そういったものもチェックをさせていただいておりますので、そういった極端な例は、私が伺ったところについてはございませんでしたので、よろしく申し上げます。



○14番（小沢照子君）

古い本に関しましては、要望ですが、もう一度学校の方に御確認いただくよう、よろしくお願いたします。

そういたしますと、市内の各小・中学校、23年度までの5年間で図書標準に達するという見通しておられますね。

○学校教育課長（山田喜久男君）

先ほど申しましたように、まだ標準冊数に達していない学校については、達するように指導していきたいと思っております。

○14番（小沢照子君）

平成13年12月に成立いたしました子供の読書活動の推進に関する法律で、学校図書館を含む子供の読書環境の整備について、国や地方の責務が明記されております。未来を担う子供たちに、よりよい読書環境を構築するために、最も身近な学校図書整備の推進を今後ともよろしくお願いたします。

3点目で、小学校の英語活動についてお伺いをいたします。

予算の方にもAET、外国人指導助手配置による英語活動の実践教育を実施というふうに記載されております。先ほどの指針も非常にすばらしい指針でございます。ある市では、先ほど感想等を伺いましたけれども、今、保護者や児童や、あるいは指導者に対して英語活動のアンケート調査を行っているわけでございます。やはりおおむね85%ぐらいが好評であるというアンケート結果が出たということでございますが、本市においてはアンケート調査等はなさっておりませんね。今、小学生ですので若いお母さん方が主でございますが、英語の塾が盛んでございます。決して安くない授業料と申しますか、そういうもので通っておられますね。アンケート調査をされる予定はないでしょうか。

○学校教育課長（山田喜久男君）

今後検討していきたいと思っております。

○14番（小沢照子君）

先ほど、決して中学校につなげるような英語活動ではないというふうにお話がありましたけれども、ここでちょっとお伺いしたいんですが、英語活動で時間的なことは伺いましたかね。どれぐらいの時間、これに使っていただいているか。まだでしたら、お伺いしたいと思います。

○学校教育課長（山田喜久男君）

答弁でも申し上げましたように、合併前からそれぞれAETの派遣事業を行っております。それで、各学校の総合的な学習の時間において、小学校ではAETの講師の活用を行っております。ただ、各学校の授業数についてはばらつきがございます。それぞれのカリキュラムにおいて時間数を決めておりますので、一概に何時間ということはございませんけれども、平均しますと8時間から10時間ぐらいが各小学校1クラス当たりになろうかと思っております。

基本的には、先ほど申し上げましたように合併前のあれを踏襲しておりますので、地区によって、例えば佐屋地区でございますと、1日5時間を、月火は佐屋小学校、水曜日を佐屋西小

学校、木曜日を市江小学校、金曜日を永和小学校というような時間割を決めまして、その学校の各クラスのカリキュラムによって、講師は1人ですので、それぞれ回るといような形態になっております。

**○14番（小沢照子君）**

17年度、18年度、19年度と予算、決算の変化がございませんので、多分時間的なことも変わらないかなと。あるいは指導者の人数的なことも変わらないかなと思っておるんですが、これよりもっと推進していくというお考えはありますでしょうか、お伺いたします。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

先ほど申しましたように各学校のカリキュラムが組んでございます。総合的な学習の時間の中でやっておりますので、英語時間をふやせば何か減るといことになろうかと思っておりますので、それぞれの今の中で、学校の方からもう少しふやしてほしいという要望もまだ今のところ聞いておりませんので、このまま続けたいと思っております。

**○14番（小沢照子君）**

それでは、英語を通して、児童に外国の言語や文化の興味、また関心を持たせて、国際派の人が愛西市よりたくさん出ますことを願っております。

それでは次に、安全・安心の道路行政についてでございます。

今、部長の方から御答弁がございましたが、課の朝の朝礼、あるいは現場へお出かけになった折、または出張の折に見て、そして各課連携を密にして、危険箇所があれば報告をするようなお話がございましたけれども、これは市として、定期点検、定期的にはおやりになっていないのでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

定期的にという御質問でございますが、定期的にはいたしておりません。

**○14番（小沢照子君）**

これからも定期的に点検をおやりになる予定はないのでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

先ほど1回目の答弁でもお答えをさせていただきましたように、当然担当している部署の職員は、そういったところに目が行くべきだと私は思いますし、日を決めてとか、時を決めてやることも重要かとは思いますが、気がつく折々にやるということも大切ではないかと思っておりますので、その辺で御理解がいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○14番（小沢照子君）**

重要かと思うとおっしゃられましたけれども、重要でございます。例を申し上げます。私の住まいの余代地内で、歩道と車道の間、縁石に当たりますかね。そこに標識が立ってございました。それは、大体身長170センチ前後の人が通りますと、まともに顔にぶつかるような状況でございました。これは土木の方をお願いをして、すぐに撤去していただきまして、これは本当に感謝いたしております。また、課の方、あるいは職員さんが気がつかれる範囲は、愛西市内広うございますので、毎日通勤しているときとか、通られるところとかは限りがあるのではな

いかと思います。また、時間がありませんので、例を申し上げますが、ガードレールでいいますと、見越の橋を渡りまして、坂になったところ、あれは県道津島・稲沢線に当たりますかね。南へ上がって左側のところのガードレールが飛び出しております、かなり大きなすった跡、すり傷がついておりますが、そういうところは御存じですか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

大変現状の把握が悪い部署で大変申しわけございません。今、議員から御指摘のところのガードレールについては私どもで存じ上げておりません。ただ、1回目のときも申し上げたんですが、やはり5人よりか10人、10人よりか20人の目を見て、これは危ないということがあればお教え願って、それを現場の方へ私ども職員、総合支所なり、担当の建設課なりが出向きますので、やはり一人でも多くの方に見ていただいた判断の結果、どうだろうかという話があれば、やはりそれなりの専門の担当部署が出向いて対処させていただくのが一番いいのではないかなあとしますので、よろしく願いをいたします。

**○14番（小沢照子君）**

ただいまの部長の御答弁に加えて、例えばひどい風が吹いた折なんかカーブミラーが曲がっておりますね。カーブミラーの役目は果たしておりません。それはすごい箇所になると思いますが、先ほどの御答弁に加えて、やはり定期的に巡回をして点検をされる。交通関係は命にかかわることでございますので、点検をされるということをお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

私、最初から申し上げればよかったです、総合支所の方でシルバーの関係をお願いをしております、日常的な維持管理の関係については、シルバーの方も見回りといいますか、除草、危険箇所のチェック、そういう全般的な維持管理面をお願いしておりますので、そちらの方へもお願いをしてみたいというふうに思います。

**○14番（小沢照子君）**

本議会に上程されております愛西市安全なまちづくり条例の制定の中にも、市は安全なまちづくりを推進するため、交通安全及び地域安全を目的とする施設の整備及び巡回、その他の良好な生活環境の整備等を促進しなければならないというふうにあります。ぜひとも、先ほど申し上げましたように生命にかかわることでございますので、シルバーさんが巡回してくださっているようでございますが、これには努めていただきたい。時間がありましたら、努めて危険箇所の点検整備をしていただきたいをということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（佐藤 勇君）**

14番議員の質問をこれにて終わります。

ここで10分間の休憩をさせていただきます。再開は16時25分からにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後4時13分 休憩

午後 4 時 25 分 再開

○議長（佐藤 勇君）

会議を再開いたします。

ここで、冒頭にお語りいたしますが、本日の会議時間は、あと 1 人行いたいと思いますので、議事の都合上、会議規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定をいたしました。

次に、通告順位 8 番の 7 番・岩間泰彦議員の質問を許します。

○7 番（岩間泰彦君）

きょうが最後の質問だそうでございますので、ゆっくりと 45 分ぐらいかけて終わりたいと思います。

今回は三つほど簡単に質問いたしますので、よろしくをお願いします。

一つは、バイオマス（生物資源）を活用した事業であり、二つは、保険料の格差の是正はであり、三つ目は、佐屋西学区周辺の安全対策についてでございます。

それでは、まとめて質問をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

大項目の 1 番目は、バイオマスを活用した事業をでございます。

市としての環境事業への取り組みはどうかというのが最初の質問でございます。

新市建設計画では、人と緑が織りなす環境文化都市を目標として掲げ、市は環境を重視したまちの将来像を描いております。県は、あいちゼロエミッション・コミュニティ構想を策定し、事業モデルとして、建築廃棄物処理による電力・熱供給事業など九つを示しております。2007 年度に構想全体の推進、検討とともに、具体的な候補地を設定したモデル事業概要の一つといたしまして、農業、畜産、森林地域の中に廃食油、家畜排せつ物などの未利用バイオマス資源の活用、燃料としての供給というのがございます。

最近よく新聞で見ますが、植物を原料とし、地球温暖化対策の切り札として脚光を浴びております燃料バイオエタノールの生産急増が幅広い食品、例えばジュースとかマヨネーズなどの価格を急騰させているとの記事でございます。サトウキビを利用するブラジルや、トウモロコシを使うアメリカは、できたエタノールをガソリンに直接まぜて使っており、日本で首都圏に登場したのは、バイオエタノールに化学物質をまぜた E T B E という化合物にし、それをガソリンに配合したもので、方法の相違があるとのことでございます。

以前に家畜排せつ物から肥料をつくる事業の資料を持参したことがありますが、量とか販売及びコストなどの問題が多々あり、進捗はしませんでした。今までに市として環境に優しい事業に取り組んだことがあるのかどうか、まず最初にお尋ねいたします。

2 番目が、そうしたバイオマス活用事業の検討をでございます。

当市には大きな農業地域があり、地産地消の観点から、環境事業の一つとして、国の補助金を利用してのバイオマスエネルギーについて検討したらどうでしょうか。公共施設へのエネル

ギーの自給自足の有効手段であるが、どうか。

その次は大項目の2番目の保険料格差の是正はでございます。

質問の3番目ですけれども、国民健康保険料の格差はでございます。

会社を定年退職した人が大きな負担を感じる一つが健康保険料であり、給料からの天引きで関心がなかったこともあり、私も実感した一人でございます。元サラリーマンの方から、市の保険料が高い、固定資産税に課税する資産割は二重取りであり、田んぼの固定資産税は安く、不公平ではないかといった声を聞きます。介護保険料についても、市は他市町村と比較して高いのではないかという声を聞きますが、いかがでしょうか。私自身、1月から要介護の家族を名古屋から受け入れまして介護制度の恩恵を受けており、名古屋市と比較しますと高いかなと思いますが、財政力、あるいは人口などの違いからやむを得ないかなとは考えております。

市区町村が運営する国民健康保険の加入者が1年間に支払う1人当たりの平均保険料は、2005年度、北海道羅臼町が11万8,273円と全国的に見ますと最も高く、最も低い沖縄県の粟国村の2万4,736円との格差は4.8倍あったということが国民健康保険中央会などの調査でわかったとの記事がございました。

また、モデル家族を設定し、1年間に支払う国保料を西尾張地方の各市町村について試算いたしましたところ、最大で4,700円の格差との記事を見ましたが、近隣市町村の津島市、稲沢市、弥富市、蟹江町及び飛島村などとの比較の中で保険料をお尋ねいたします。

質問の4番目でございますけれども、保険料の算出基準はでございます。

国保料の算出方法については、一般的には所得割、資産割、均等割、平等割の四つを合わせる方式かと思うがどうか。当市の算出方式と近隣市町村との差異はどうでしょうか。

質問の5番目、介護保険料の格差についてでございます。

厚生労働省が、保険者の市町村や広域自治連合が決めた2006年から2008年度の介護保険料基準額の確定値をまとめましたところ、最高額は沖縄県の与那国町の6,100円、最低額は岐阜県の七宗町の2,200円で、保険者単位の保険料格差は2.27倍であり、全国平均は4,090円との調査結果の記事がございました。近隣市町村の津島市、稲沢市などとの比較の中で、介護保険料をお伺いします。

大項目の3番目、最後でございますけれども、佐屋西小学校周辺の安全と児童館の整備についてでございます。

質問の6番目ですけれども、先ほど小沢議員が言われたことの具体的な話になると思いますけれども、安全対策を早急にでございます。

西側から佐屋西小学校への道路の拡幅工事が3月で終了し、歩道も設置されましたが、道路がよくなると自動車が通り抜けするようになり、学童の通学道であり、安全対策を講じてほしいとの要望も直ちにありましたし、周辺の住民からは、バイクが走り、車が多くなり、騒音などの苦情が寄せられていると。また、佐屋西小西側にある児童館は駐車場が狭く、場所も悪くて、子供を迎えに行くのに大変不便であり、ついつい路上に停車することになり、車の通行もふえ、危険なので、何とかならないかと児童の親御さんから言われました。

そこで、お尋ねいたしますが、道路がよくなったことで、自動車がスピードを出して頻繁に通行するようになり、学童通行の標識とスピード制限などの標識をつけてもらいましたが、40キロ制限となっており、学校周辺は30キロ制限の設置がされているので、変更を要望中ですが、あわせて横断歩道の設置も要望しているところでございます。公安委員会との関係でなかなかはかどらないようでございますが、スクールゾーンということで厳しく規制ができないのか。事故が起こってからでは遅いので、その辺の見解をお聞かせください。

最後の質問になりますが、児童館の駐車場の整備についてでございます。

開治子育てセンターの開所式に参列いたしました。立派な施設であり、駐車場もそれなりに完備されておりました。佐屋西児童館にも、狭い北側の道路際のところに職員用ぐらいのスペースがございます。佐屋西児童館は選挙の投票所としても利用されております。その際は、向かいの西小学校を開放していただいて、駐車場として利用しておりますが、混雑すると安全上の問題もあるし、道路上に停車する人が多いのが現状でございます。

子供を迎えに行く場合、駐車場が狭く不便であるとの苦情も聞きますし、児童館南側の辺に駐車場が整備されれば、安全対策上、そして利便性もよいと思いますが、どうでしょうか、お伺い申し上げます。

以上で総括質問を終わります。自席で答弁をお伺いしますので、よろしくお願い申し上げます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは私の方から、最初にバイオマス（生物資源）を活用した事業をということで、市としての環境事業への取り組みはという御質問でございます。

愛西市といたしましては、現在のところ環境事業の取り組みは行っておりませんが、現在、補助事業といたしまして、私どもの環境課が所管をいたします部分については、住宅用の太陽光発電システムの設置整備費について事業の補助を行っております。また、生ごみ処理機の購入費の補助ですとかといったものを行っております。また、経済課の所管をいたします堆肥コンポスト施設の運営費補助なども現在行っておる状況でございます。

次にお尋ねの二つ目でございますが、バイオマスを活用した事業の検討をということでございます。

議員おっしゃっていただきましたように、私どもに、家畜の排せつ物からガスを発生させて、発電した電気を利用するなどのバイオマス活用の事業をいただきました。そうした中、見せていただきますと、数多くの事業のメニューが載っております。私どもといたしましては、今後この事業をどのような形で取り組んでいくのかというような事業のメニューを検討しなければいけないと思っておりますので、このメニューがどうした補助金が受けられるのかということ、関係部署を含めて、よく検討をさせていただきたいと思っております。

次に、大きい2番の保険料格差の是正対策でございますが、それぞれ格差があるという御質問でございます。これは昨年11月26日付の中日新聞の記事にも載っておったかと思っておりますが、その内容は、世帯所得200万の世帯をモデルとして、1世帯当たりの税額を比較したものが報

じられておりました。これによりまして、高い方の順に申し上げたいと思います。稲沢市が15万9,400円、津島市が15万5,900円、蟹江町が14万600円、弥富市が14万200円、そして愛西市が13万100円、飛島村が12万700円となっております。この金額につきましては、愛西市としましては、御承知のように合併時の協議によって当時の最低税率で調整をしましたので、大変低い位置にあらうかと思っております。

次に、保険料の算出基準の御質問でございますが、保健税の賦課の方法につきましては、御承知のように、当市は所得割、資産割、均等割、平等割の4方式をとって課税をいたしております。また、他の団体との差異についてはどうかというお尋ねでございますが、先ほどの津島市、稲沢市、弥富市、そして海部郡下の町村すべてが当市と同じく、4方式をとっておるのが現在の状況でございます。以上でございます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは私の方から、介護保険料の関係と、大項目3番の西児童館の駐車場の件につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、介護保険料、近隣の市町村との比較ということでございますが、月額基準額で申し上げますと、津島市が4,540円、稲沢市が3,830円、弥富市が3,500円、蟹江町3,000円、飛島村2,900円でございます。当愛西市は3,850円ということにさせていただいております。

それから、18年度改定に当たりましてのそれぞれの市町村の伸び率でございますが、私ども愛西市につきましては32.3%、津島市さんは41.9%、稲沢市44.1%、弥富市29.6%、蟹江町11.1%、飛島村は横並びでございます。

介護保険料につきましては3年ごとに見直しをさせていただくわけでございますが、向こう3年間の介護給付費の見込みと被保険者数をもとにして算出しております。今回、具体的には、要介護認定者の増加、サービス利用者の増加に伴う給付費の増加、第1号被保険者の負担割合が18%から19%に引き上げられたこと、地域密着型サービス、地域支援事業の創設等による負担増を加味いたしまして、先ほど申し上げました月額基準額3,850円とさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それから、西児童館の駐車場でございますが、北側に10台分の駐車場がありまして、子供の送迎等の折には利用していただいておりますが、大きな行事等をする場合におきましては、隣の佐屋西小学校さんの駐車場もお願いして活用しているような状況でございます。便利だということで、児童クラブの迎いで路上にとめてみえる保護者の方もいるようでございますが、現段階で駐車場を整備するというところまでは至っておりませんので、よろしく願いいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、佐屋西小学校周辺の安全ということについてお尋ねでございますので、そちらの御答弁をさせていただきたいと思っております。

議員御指摘のこの道路につきましては、平成18年度に県から補助金をちょうだいいたしまして、当時3メートルほどであったものを、拡幅改良工事ということで、車道の2車線化、これ

で車道分 5.5メートル、それから北側に幅員 2.5メートルの歩道を設置したという道路でございます。議員が言われたとおり、現場の方に40キロ規制の標識がございました。議員から御質問をいただいて、すぐ現場の方へ再度あたりに行ったわけなんです、議員も質問の趣旨の中で言うとおみえになりますように、ちょうどその学校の西側の南北線については30キロ規制がしてございまして、その道路から西へ、先ほどの道路改良を行った現場でございますが、40キロ規制の看板が設置してございました。すぐにその足で津島警察の方へ向かいまして、規制の状況を警察の方とお話をさせていただきました。それで、警察の方と打ち合わせをさせていただいた結果、道路改良工事を行いました、いわゆる南北線の道路については速度規制はいたしていないということで、なぜその40キロ規制の看板が立っていたのかなということになりました。ちょうど佐屋西小のすぐ西の道路は、先ほど申し上げたように30キロ規制でございましたが、道路改良工事を経た、もう一本西側のいわゆる南北線の道路、そちらの方が40キロ規制の道路になってございまして、ちょうどその道路と取りつけのバッチ部分に設置してございました40キロ規制の看板を、業者の方がこの場所の方がいいんじゃないかということで、たまたま便宜を図ったつもりでつけたところが、実際の速度規制に合致していないところへの看板の誤った復旧だということが判明をいたしました。大変申しわけございませんでした。早急にもとのところへこの看板を戻すように指示をして、現在復旧済みでございます。お許しをいただきたいと思っております。

それで、議員御指摘の周辺の30キロ規制、いわゆる道路改良をした道路を30キロ規制にできないかということでございます。もう1点は、先ほど申し上げました西小学校の2本西の南北線、そちらの方への横断歩道の設置ができないであろうかという御質問でございますが、一度教育委員会の方と協議をさせていただくとともに、教育委員会も含めて、警察、そちらの方の協議の中で、大枠としてスクールゾーンという判断ができれば、その道路の30キロ規制、現在は30キロ規制という規制は行っていないそうなんです、考慮していく必要性はあるという警察の方からのお話もいただきました。

もう1点の横断歩道の関係につきましても、今現在は佐屋西小のすぐ西と、もう1本、私が申し上げました40キロ規制がしてありますというもう1本西側の広い道路、これらの間に狭い南北線の道路がございまして、そちらを通学団が通学路として通学時に使用しているようでございますが、もう1本西側、先ほど40キロ規制がしてありますと申し上げた、そちらの方へ通学路の変更をされるようなことがあれば、警察署の方としては、今後、横断歩道の変更について考えていく余地はあるというふうに承ってまいりましたので、こちらについても、一応教育委員会を含めてお話をさせていただいて、地元さんの方のお考えも当然ございますので、その辺の調整が図られましたら、警察の方へ市からも一応要望をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○7番（岩間泰彦君）

詳細な説明、答弁、どうもありがとうございました。

バイオマスを活用した事業につきまして、時間をかけて調査していただき、市として取り組



むべき環境に優しい事業は何か、どうしたら補助金が受けられるか、そういったことを将来に向かって調査検討を要望しておきます。

改良工事をしていただきました通学道路の安全につきましては、直ちに対応していただきまして、どうもありがとうございました。

子ども会、総代、あるいは学校などとも相談いたしまして、地元で決めましてから申し出いたしますので、その節はよろしくお願ひしたいと思います。

答弁につきまして、もう少し進めて、国保料について再質問をいたします。

その内容は、国保料算定基準の見直しはでございます。

国保料が各自治体によって差が出る要因は、各自治体によって、所得や資産にかかる税率や均等割、平等割の額が異なるからとのこと。一宮市は資産割を廃止しており、固定資産税を支払っているのに、さらに国保税の課税対象とするのは二重取り立てになるからとの見解、そういった記事がございました。専業サラリーマンが非常に不公平に感じている。農地、田んぼの1反当たりの固定資産税は幾らか。固定資産税に課税する資産割は二重取りとの、そういった見解がありますが、その辺について、まずお伺ひします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは第1点目の、国保税の課税対象とする二重取り立てといったお話でございますが、固定資産税の資産割を二重に取り立てているということかと思いますが、国民健康保険という事業を行うための財源を地方税法に基づいて賦課をさせていただいております。そういうことで、今現在、認識をいたしております。

次に、保険税の団体間の格差といいますか、税率等の違いによりますのは当然であろうかと思ひます。そうした中で、保険税を全体で幾らにするかといった中で、医療費等の支出が幾らになるかということによって決まってくるものと考えております。

そうした中で、現在の所得割、資産割、そして均等割、平等割をどれだけにするかということの決定をいただくこととなります。また、賦課の方法につきまして、地方税法の中で示されております先ほどの4方式のほかに、議員が御指摘をされました資産割のない3方式といった方法もございます。これは、一宮市を初めといたしまして、県下で五つの市が医療分でこの方法を採用しておみえになるところがあるようでございます。参考に申し上げますと、名古屋市、一宮、刈谷、豊田、日進などでございます。

一方で、所得割、資産割の応能割合と均等割、平等割の応益割合のバランスも半々でという、こうした国の基準がございます。このようなことを総合的に勘案いたしますときに、当市におきましては現行の4方式をとっておるわけでございます。

それと、農地にかかります固定資産税額についてのお尋ねでございますが、これにつきましては、地目別の評価方法によります単価の差がございまして、一律にお答えできませんが、市内におけます本年度の課税ベースでの地目が、他の1反当たりの税額で申し上げさせていただきたいと思ひます。愛西市内の田で1反当たり一番低いところで1,134円となっております。高いところでいきますと、1,820円となっております。以上でございます。

### ○7番（岩間泰彦君）

さらに引き続きまして、介護保険につきまして質問いたします。

人口 2,500名の小さな山村でございます長野県栄村は、住民に介護の資格を取らせ、1時間当たり 1,000円と有償で、住民にとって小遣いとなり、介護を受ける側は顔見知りで安心であり、その結果、介護保険料が 2,400円となったとの、有償ボランティア制度を取り入れている自治体の例をNHKのテレビで拝見いたしました。

そこで、奉仕活動による保険料の軽減について質問いたします。

厚生労働省は、介護施設などでボランティア活動をした65歳以上の方の介護保険料を軽減することができるとの見解を県に通知いたしました。こうした仕組みを導入するかどうかは、介護保険を運営している市区町村が判断する。今後ふえる高齢者の社会参加や地域貢献を促し、高齢者自身の健康増進を図ることがねらい。厚労省は、高齢者がボランティア活動に応じてポイントのため、ポイントで介護保険料を支払いたいと申し出れば、換金して、保険料の一部に充てるなどの仕組みを例示。換金は、あらかじめ市区町村から資金を預かった福祉団体が行う方法などがあるといった記事を見ました。

市も、そういったボランティアによる保険料の軽減などをこれから検討、調査したらどうでしょうか。

### ○福祉部長（加賀和彦君）

奉仕活動と介護保険料の関係でございますが、その制度につきましては、東京都の稲城市がかねて国へ要望しておりました介護支援ボランティア特区の提案趣旨が認められまして、それを全国に広げようということで厚生労働省が考えた制度でございます。先ほどおっしゃられましたように原則65歳以上の高齢者が対象で、まずこれには、ボランティアを登録したり、ポイントを管理する管理機関が必要になるわけでございますが、こちらの方は国の方としては社会福祉協議会などを想定しているようでございますが、そういったところにボランティアの登録をしていただいて、ボランティアの内容としては、高齢者の話し相手になったりとか、そういったことをしていただいて、ポイントがつくと。そのポイントでもって介護保険料に利用するということが可能だというようなことでございます。原資といたしましては、地域支援事業交付金を充てるということで考えられておりまして、そのボランティア活動の種類、それから換金のレート等につきましては、それぞれの市町村で判断をしてください。そういった内容を承知しておるわけでございます。

この件につきましては、5月の下旬にそういった話が出まして、私の方へも通知が来ておるわけでございますが、管理機関も含めて、一緒になって考えていかなければいけないということもありますので、まだ通知が来たばかりでございますので、議員のお話にありましたように、これからよく研究をしていきたいと、そんなことを思っておりますので、よろしく願いいたします。

### ○7番（岩間泰彦君）

ポイント制などによる景品につきましては、将来に向かって研究調査、検討していただきたい

と思います。

次に、西小学校周辺の安全について質問をいたします。

西小学区内の内佐屋町、これ津島自動車学校の南側でございますが、5月から人身事故と物損事故が出会い頭で2件ぐらい起こっております。パチンコ店への抜け道で頻繁に自動車を通りまして、自転車との接触事故もあったそうでございます。内佐屋の住民から、何とかならないかという話があり、総代さんに現状をお聞きしましたところ、その道路につきましては反対があり、拡幅工事のための土地収用は中断したままとのことでございます。しかしながら、既に旧佐屋町時代だと思いますが、一部買収された土地があるとのことでございますので、安全対策上、道路拡幅を進めてほしいが、当局の見解をお聞かせください。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員御質問の道路は、津島市自動車学校の通りの南北線の通りから、同じように南北に走る155号線のパチンコ屋の方へ抜ける東西線の道路の拡幅工事の件ということでお答えをさせていただきます。

この道路につきましては、議員も御質問の趣旨の中で述べておられるとおりでございますが、東の方につきましては買収が済んでおります。そのすぐ西側、ちょっとこういう場ですのでお名前は控えさせていただきますが、いろいろ新市になっても交渉をさせていただいておりますが、なかなかいい御返事が聞けないのが実情でございます。パチンコ屋さんにつきましては、昨年度、土地をお分けいただいております。それで、19年度の対応でございますが、議員も御質問の中で言うとおみえになりますように、旧佐屋時代からの拡幅の取り組みでございまして、それ以来、佐屋町からこの愛西市になっても交渉は続けておりますが、なかなか思うようにいきませんので、パチンコ屋さんにつきましては、お客さんがどうも私有地と間違えてそこへ車をとめてしまわれるというようなお話もありますので、その部分については、もう既に買収が終わって、道路という位置づけを皆さんにも知っていただくために、この19年度、側溝工事を一部させていただくという予定をいたしております。

それで、そこを行った東側の未買収分と買収分でございますが、これにつきましては、調査の測量に入っていきたいなというような計画を持っております。ただ、その部分の工事ということにつきましては、蛇が卵をのんだような状況で道路改良をしてはまずいかと思いますので、もう少し地主さん等に当たりまして、動向を見きわめながら考えさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○7番（岩間泰彦君）

ちょっと今無理だというようなお話ですが、ぜひ安全対策上、買収済みの部分だけでも工事に取っかかっていたいただきたいなと強く要望しておきます。

最後に、いつものことで恐縮ですが、市長に2点ほど総括して質問して終わりたいと思います。

2点とは、補助金を利用したバイオマス事業と、それから佐屋西児童館の整備について、その2点でございます。

新しい事業に取り組むには、リーダーシップが必要でございます。トップに新しいことにチャレンジする姿勢がなければ、やはり部下はついていきません。お金がないならばないなりに、工夫して、できるだけ国の補助金を利用して、環境に優しい事業であるバイオマス事業を調査、検討してはどうでしょうか。

それから、新しい児童館は、設備も立派でございますし、駐車場も完備されております。そんなことで、地域格差、施設格差が出てきております。佐屋西児童館の駐車場整備を、先ほどから言っていますような安全対策も加味してお願いいたしたいが、当然財政力が厳しいと。そんなことは承知の上で言っているんですけれども、市長の考えを最後にお尋ねいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

岩間議員の質問にお答えをいたします。

バイオマス事業につきましての御指摘であります。以前にも答弁の中で、菜の花プロジェクトとか、あるいは廃食油の石けんなどもお話しした覚えがあります。榎本議員さんのEM菌による浄化も、10数年前ですか、ある農家の方と、家畜のふんなどを利用した、あるいは農薬を使わない農産物のEMを使った、そんな話を聞きまして、三重県の方へも勉強に行った思いがあります。そんなことで、少しでも、先ほど御指摘いただきました環境についての事業の中、メニューもいろいろあるようでありますので、今後とも勉強をしてみたいと思っております。

そして、今、テレビ報道でもされておりますトウモロコシ、あるいはサトウキビ、大豆などのバイオによるガソリンへの混入によって、倍、3倍と暴騰しているような状況があるという報道がなされ、あるいは、先般も、生物パワーで地球を救えというようなNHKの放映がちょうどありました。その中でも、そうした新しい開発は本当に多くされてきております。各大学、機関によって、大きくそんな報道もされておりましたので、これから一層進むのではなかろうかと思っておりますし、太陽電池につきましても、シリコンを使わない、新しい植物を使った新太陽電池なども開発がされていると報道がされておりました。そんな一つ一つを、私どもでできることを勉強させていただいて、これも八開地区のある農家の皆さん方が、アピタ、ユニーの関係の食品の残渣などを利用して、循環して、その肥料によって、JAと協働して地産地消の製品をつくって納めて、それをまた循環してと、そんなこともしてみえる農家の方もあるようであります。私どもでできること、これからいろんな部長、担当とよく打ち合わせをしながら進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

そして、西児童館の駐車場の件であります。これも議員御指摘のとおりであります。今般お願いをします3支援センター、児童館の用地確保、そして各保育園、小・中学校の駐車場につきましても、それぞれの地区で事情があります。狭いところもありますし、余裕があるところも十二分に承知をしておりますけれども、今、私ども、進めるべく、そうした地域格差といえますか、不平等なんてよく言われますが、児童館の整備もそうした考えの中で進めていくわけでありまして、今般の北河田学区での北河田児童館につきましても、多分あそこは駐車場も狭かろう。しかしながら、隣にコミュニティセンターの駐車場がございますので、そうしたと

ころも利用をお願いしつつ、進めてまいります。佐屋北保育園につきましては、園庭まで職員の車を入れているということでもありますので、保育園につきましては、駐車場の確保もお願いするところでもあります。

これからも財政厳しい中ではありますが、まずはできる範囲でいろんな条件を整えながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○7番（岩間泰彦君）

どうもありがとうございました。1分ほど超過しましたが、これで質問を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

これにて7番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

お諮りをいたします。本日の会議はこれにとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とすることに決しました。

なお、明日は午前10時より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

午後5時12分 散会

